

武蔵野市成年後見制度 に関する意識調査報告書

平成19年3月

武 蔵 野 市

財団法人武蔵野市福祉公社

はじめに

少子高齢社会の進行に伴い、判断能力が不十分となっても、親族による保護や支援を期待できない市民が増加しつつあります。一方、福祉サービスの利用は措置から契約へと移行し、介護保険等のサービスを利用するためには、利用者と事業者の契約によることとなりました。また、高齢者等の財産を狙った振り込め詐欺、強引な訪問販売、リフォームの詐欺等悪質商法の被害が頻発しています。

成年後見制度は、判断能力が十分ではない方々を保護・支援することを目的に、平成12年4月に設けられた制度です。

しかし、成年後見制度が始まってすでに約7年が経過しているものの、保護や支援が必要と思われる方やそのご家族にも、この制度に対する理解が進んでいないのではないかという認識が生じました。そこで、このたび「武蔵野市 成年後見制度に関する意識調査」を実施し、同制度に対する認知度や利用意向などの把握に努めた次第です。

その結果、制度の「内容などをよく知っていた」という回答は7.7%にすぎず、「もっとわかるように情報提供してほしい」「詳しい利用の方法がわからない」などの意見があることがわかりました。

このような状況を鑑みると、高齢者等への保護や支援が必要なときに、安心して同制度を利用できるしくみづくりが必要であることが痛感されます。

市民のだれもが安心して生活できる地域社会の実現に向けて、本調査結果を活かしつつ、関係機関等との協働のもとに、今後より一層、成年後見制度利用の充実を図りたいと考えております。

ご多忙のところ、本調査の回答にご協力いただいた市民の皆様には、心より御礼申し上げます。

平成19年3月

武 蔵 野 市
財団法人武蔵野市福祉公社

武蔵野市成年後見制度に関する意識調査報告書

～ 目 次 ～

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	3
2. 調査の概要	3
3. 報告書を読むにあたっての留意事項	4
第2章 調査結果の分析	5
1. 基本属性	7
(1) 調査回答者 (問1)	7
(2) 性別と年齢 (問2)	8
(3) 世帯形態 (問4)	10
(4) 住まいの種類 (問5)	12
(5) 就労状況 (問3)	14
2. 身体の状況	16
(1) 介護保険における要支援・要介護認定状況 (問6)	16
(2) 障害者手帳の所持状況 (問7)	18
3. 相談相手や知識・情報の入手先について	20
(1) 困ったときの相談相手 (問8)	20
(2) 福祉に関する知識・情報の入手先 (問9)	22
4. 詐欺などの被害に対する意識	24
(1) 詐欺などの被害経験の有無 (問10)	24
(2) 詐欺などの被害を受けることに対する不安 (問11)	26
5. 金銭管理や福祉サービスの利用について	29
(1) 金銭管理の状況 (問12)	29
(2) 金銭管理や福祉サービスの利用申請等に関する困りごと (問13)	32
(3) 金銭管理等の支援が必要となるきっかけ (問14)	35
(4) 望ましい金銭管理の方法 (問15)	37

6. 成年後見制度について.....	40
(1) 成年後見制度の認知度（問16）.....	40
(2) 成年後見制度の利用状況・利用意向（問17）.....	42
(3) 後見人等をお願いしたい人（問18）.....	46
(4) 利用したい成年後見制度等の支援（問19）.....	48
(5) 成年後見制度を利用しない理由（問20）.....	52
(6) 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと（問21）.....	54
(7) 成年後見制度に対する関心（問22）.....	57
7. 武蔵野市福祉公社について.....	59
(1) 武蔵野市福祉公社の認知度（問23）.....	59
(2) 相談体制充実に必要なこと（問24）.....	61
8. 自由回答.....	63
9. 「武蔵野市成年後見制度に関する意識調査」結果のまとめ.....	69
資料編 武蔵野市成年後見制度に関する意識調査 調査票.....	73

第 1 章

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、市民の成年後見制度に関する意識や利用意向等を把握し、成年後見制度にかかる事業の推進のために必要な基礎データの収集、分析を行い、課題を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の概要

図表 1-1 調査の概要

調 査 名	・武蔵野市成年後見制度に関する意識調査
調 査 方 法	・郵送配付、郵送回収
調 査 対 象 者	・50 歳以上の武蔵野市民(平成 18 年 10 月 1 日現在)
対 象 者 数	・男性:1,500 人、女性:1,500 人、合計 3,000 人
抽 出 元	・住民基本台帳
調 査 期 間	・平成 18 年 10 月 25 日～11 月 22 日
回 収 数 及 回 収 率	・対象者数 [A] :3,000 人 ・有効回収数 [B] :1,400 人 ・有効回収率 [C] :46.7% ※ $C=B/A \times 100$

3. 報告書を読むにあたっての留意事項

- 回答者数について

図表中の回答者数は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（%）の母数をあらわしている。

- 回答率(%)について

回答率（%）は小数点第2位以下を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがある。

- 選択肢の記載について

本報告書における図表の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部簡略化している場合がある。簡略化している選択肢の正しい表現は、「資料編」の調査票を参照されたい。

- 単純集計及び分析について

回答結果の全体の傾向を捉えるため、単純集計を行い、その特徴等を記述している。

単純集計のグラフにおいては、傾向をよりわかりやすくするために、選択肢を回答率（%）の高いものから低いものへと並び換えた「ランキング集計」を行っている場合がある。

- クロス集計及び分析について

本報告書では、男女別、年齢別等のクロス集計（複数の設問を縦横にかけあわせて集計する方法）のグラフまたは集計表を掲載し、特徴的なものについては、分析を行っている。

本報告書の分析に用いているクロス集計グラフ及びクロス集計表に関しては、分析の柱である男女別、年齢別等について、「無回答」等の掲載を省略している。

- 図表の単位について

本報告書に掲載した図表の単位は、特にことわりのない限り「%」であらわしている。

第 2 章

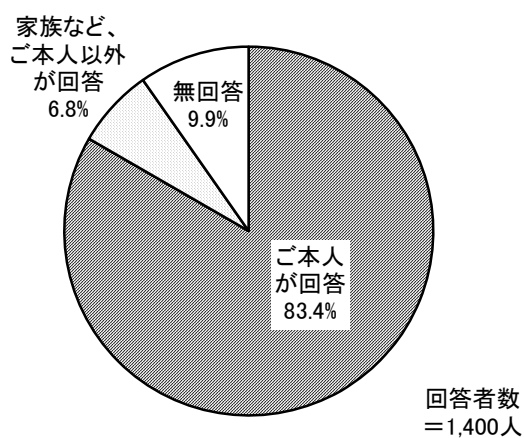
調査結果の分析

1. 基本属性

(1) 調査回答者 (問1)

問 この調査に回答される方をお答えください。(1つに○)

図表 2-1 調査回答者(単数回答)



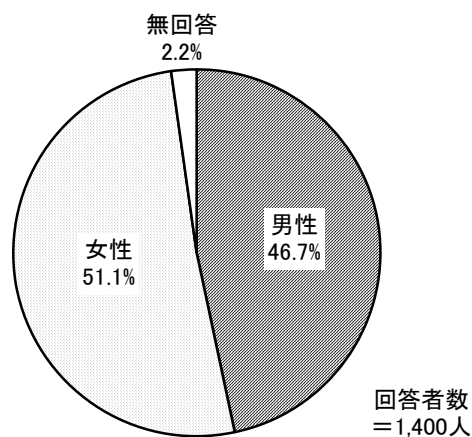
調査回答者は、83.4%が「ご本人が回答」であり、「家族など、ご本人以外が回答」が6.8%となっている。

(2)性別と年齢 (問2)

問 あなた(ご本人)の性別と、平成18年10月1日現在の年齢をお答えください。

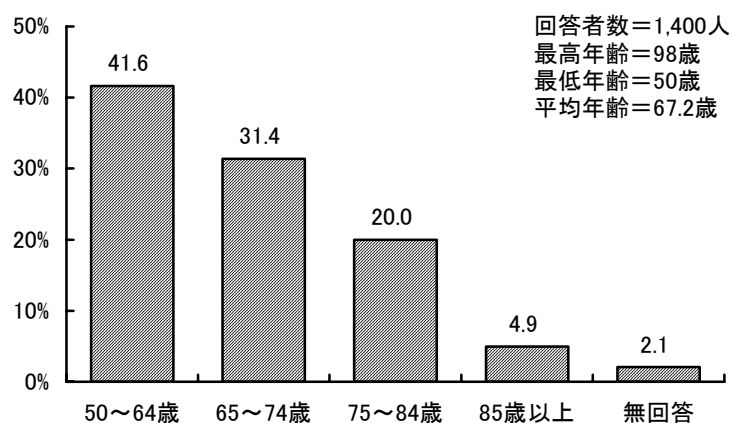
(1つに○)

図表 2-2 性別(単数回答)



調査回答者の性別は、「男性」46.7%、「女性」51.1%となっている。

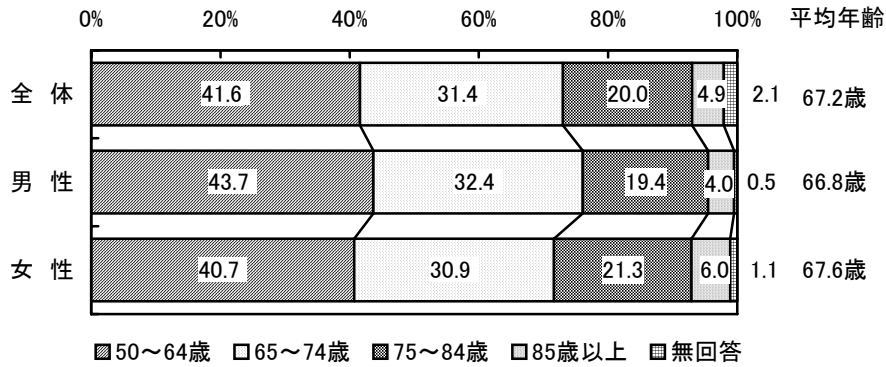
図表 2-3 年齢(単数回答)



調査回答者の年齢は、「50~64歳」が41.6%でもっとも高く、「65~74歳」31.4%、「75~84歳」20.0%と続く。

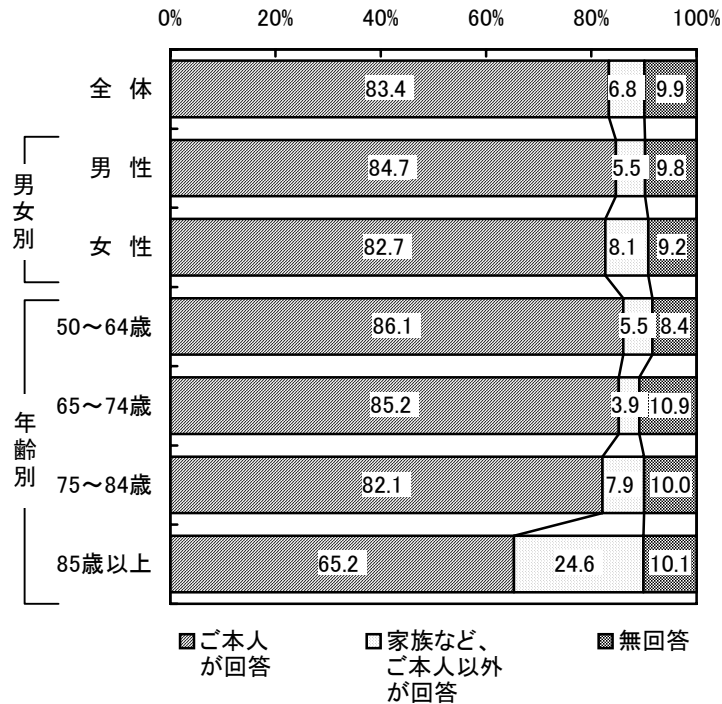
調査回答者の最高年齢は98歳、最低年齢は50歳、平均年齢は67.2歳であった。

図表 2-4 男女×年齢



男女別に年齢をみると、女性が男性の割合を上回るのは、75歳以上においてである。平均年齢は、男性 66.8 歳、女性 67.6 歳となっている。

図表 2-5 男女・年齢×調査回答者

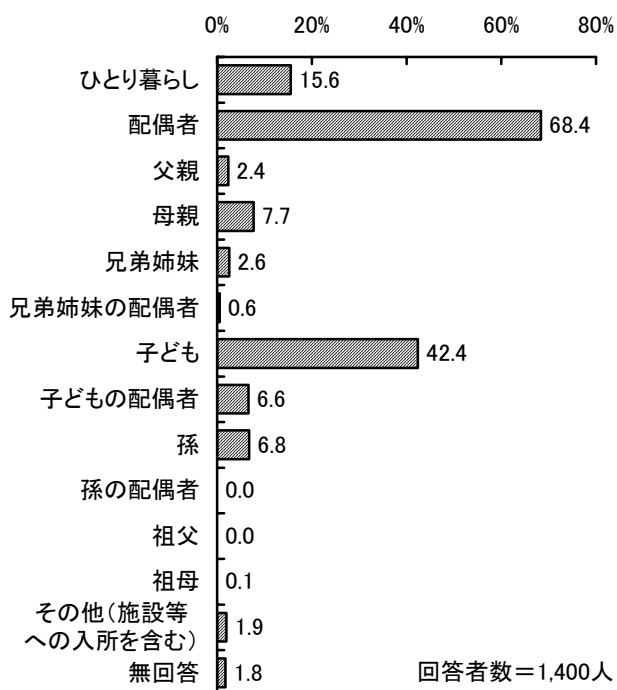


年齢別に調査回答者をみると、50~64歳では、「ご本人が回答」が 86.1%を占めるが、年齢が高くなるにつれ、その割合は低くなり、85歳以上では 65.2%となっている。85歳以上では、かわって「家族など、ご本人以外が回答」する割合が 24.6%と他の年齢層に比べ高くなっている。

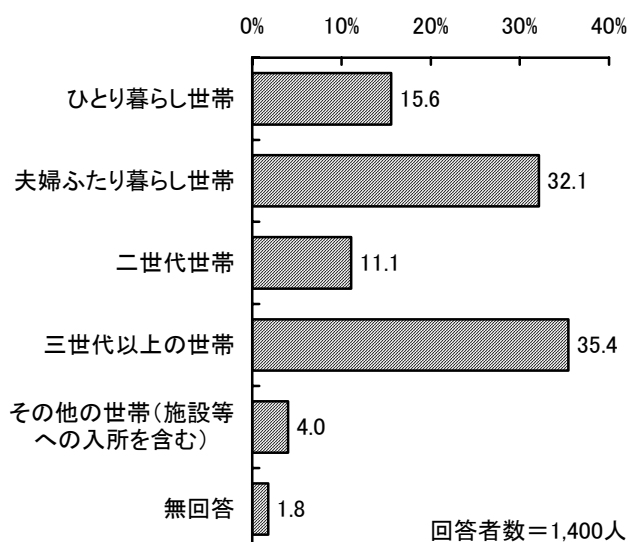
(3)世帯形態 (問4)

問 あなた(ご本人)が同居しているご家族(ご本人からみた続柄)と家族の人数をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-6 同居家族(複数回答)



図表 2-7 世帯形態(単数回答)

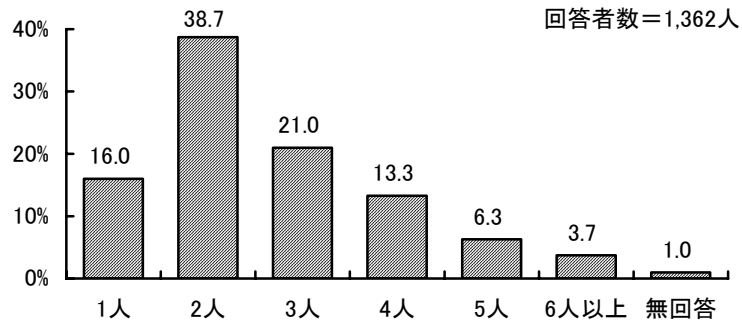


同居家族(図表 2-6)は、「配偶者」68.4%がもっとも高く、次いで、「子ども」42.4%と続く。

また、調査回答者の15.6%は「ひとり暮らし」である。

同居家族の結果をもとに集計した世帯形態(図表 2-7)をみると、「三世帯以上の世帯」が35.4%、「夫婦ふたり暮らし世帯」が32.1%を占めている。

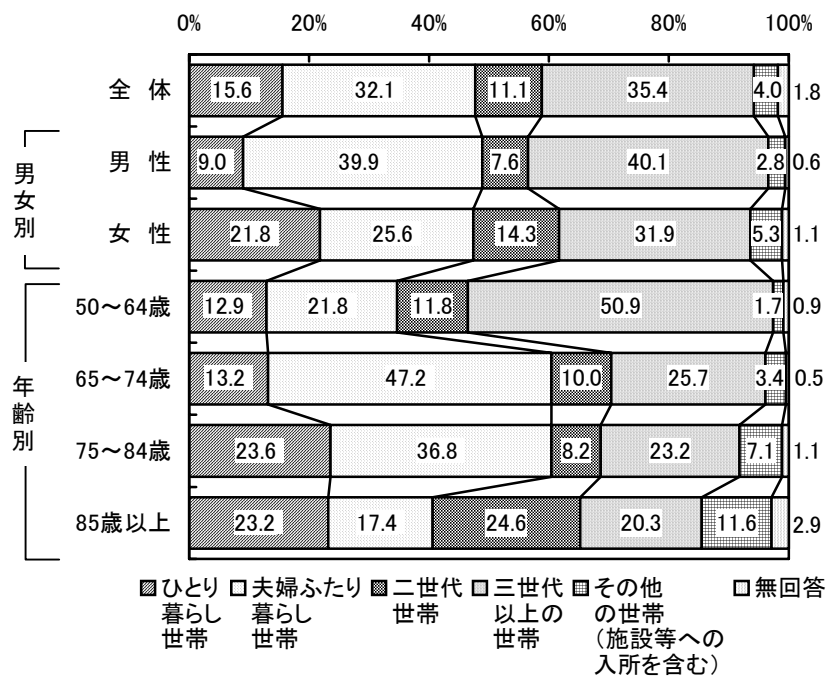
図表 2-8 家族の人数(単数回答)



※家族の人数(図表 2-8)は、問 4 の選択肢「その他(施設等への入所を含む)」のうち、施設等へ入所している人及び「無回答」と回答した人を除いて集計した結果である

家族の人数は、「2人」38.7%、「3人」21.0%、「1人」16.0%となっている。

図表 2-9 男女・年齢×世帯形態



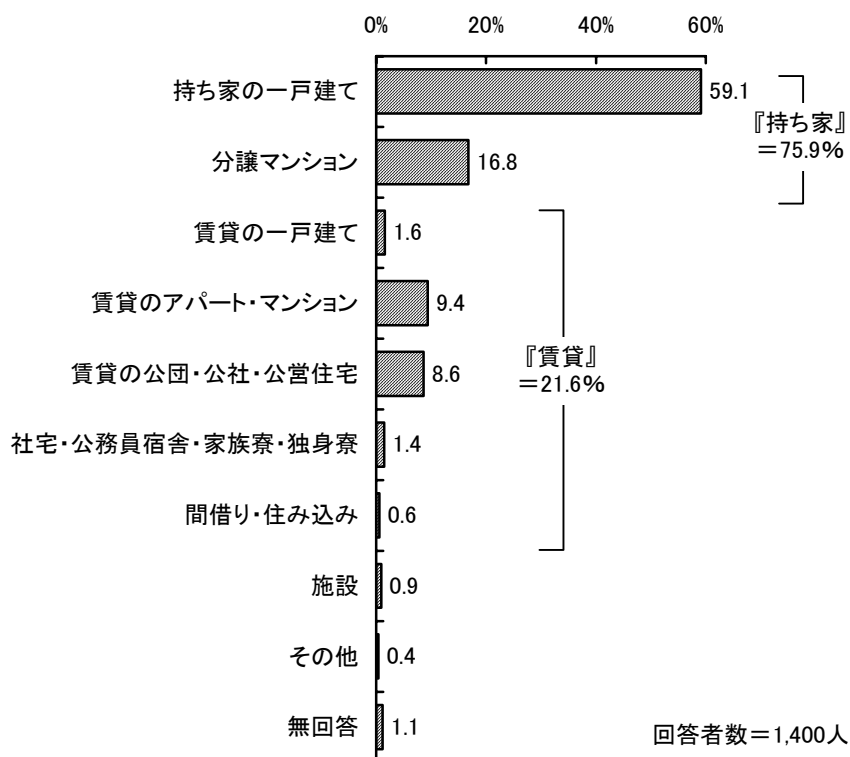
男女別に世帯形態をみると、男性、女性ともに「三世世代以上の世帯」が第1位、「夫婦ふたり暮らし世帯」が第2位、「ひとり暮らし世帯」が第3位であるが、第3位の「ひとり暮らし世帯」に関しては、女性の割合が男性を12.8ポイント上回っている。

年齢別にもっとも割合の高い世帯形態をみると、50~64歳では「三世世代以上の世帯」50.9%、65~74歳では「夫婦ふたり暮らし世帯」47.2%、75~84歳では「夫婦ふたり暮らし世帯」36.8%、85歳以上では「二世世代世帯」24.6%となっている。また、「ひとり暮らし世帯」の割合は、50~74歳では12~13%台であるが、75歳以上では23%台となる。

(4)住まいの種類 (問5)

問 あなた(ご本人)の現在のお住まいについてお答えください。(1つに○)

図表 2-10 住まいの種類(単数回答)



※『持ち家』 = 「持ち家の一戸建て」 + 「分譲マンション」

※『賃貸』 = 「賃貸の一戸建て」 + 「賃貸のアパート・マンション」 + 「賃貸の公団・公社・公営住宅」 + 「社宅・公務員宿舎・家族寮・独身寮」 + 「間借り・住み込み」

住まいの種類は、「持ち家の一戸建て」が 59.1%でもっとも高く、「分譲マンション」が 16.8%で続いている。「持ち家の一戸建て」と「分譲マンション」をあわせた『持ち家』の割合は 75.9%となっており、約 4 人に 3 人が『持ち家』で暮らしていると回答している。

図表 2-11 男女・年齢・世帯形態×住まいの種類

		回答者数(人)	持ち家の一戸建て	分譲マンション	賃貸の一戸建て	賃貸のアパート・マンション	賃貸の公団・公社・公営住宅	社宅・公務員宿舎・家族寮・独身寮	間借り・住み込み	施設	その他	無回答	『持ち家』	『賃貸』
全体		1,400	59.1	16.8	1.6	9.4	8.6	1.4	0.6	0.9	0.4	1.1	75.9	21.6
男女別	男性	654	58.9	18.2	1.4	10.4	8.0	1.2	0.5	0.8	0.6	0.2	77.1	21.5
	女性	715	60.6	15.8	1.8	8.3	9.4	1.7	0.7	1.1	0.3	0.4	76.4	21.9
年齢別	50～64歳	583	53.7	19.9	2.6	13.6	6.3	2.7	0.7	0.2	0.3	0.0	73.6	25.9
	65～74歳	439	62.4	16.2	1.4	7.5	9.8	0.9	0.7	0.2	0.5	0.5	78.6	20.3
	75～84歳	280	65.4	13.2	0.0	4.3	13.2	0.0	0.4	2.5	0.4	0.7	78.6	17.9
	85歳以上	69	71.0	10.1	1.4	4.3	5.8	0.0	0.0	5.8	1.4	0.0	81.1	11.5
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	27.5	23.4	0.5	28.9	16.5	0.0	1.4	0.0	0.9	0.9	50.9	47.3
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	62.0	19.1	1.3	6.4	9.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.4	81.1	18.4
	二世帯世帯	155	70.3	13.5	1.3	6.5	7.1	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	83.8	15.5
	三世帯以上の世帯	496	69.2	15.1	2.6	5.0	4.6	2.4	0.6	0.0	0.4	0.0	84.3	15.2
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	51.8	1.8	0.0	3.6	12.5	1.8	3.6	23.2	1.8	0.0	53.6	21.5

※『持ち家』＝「持ち家の一戸建て」＋「分譲マンション」

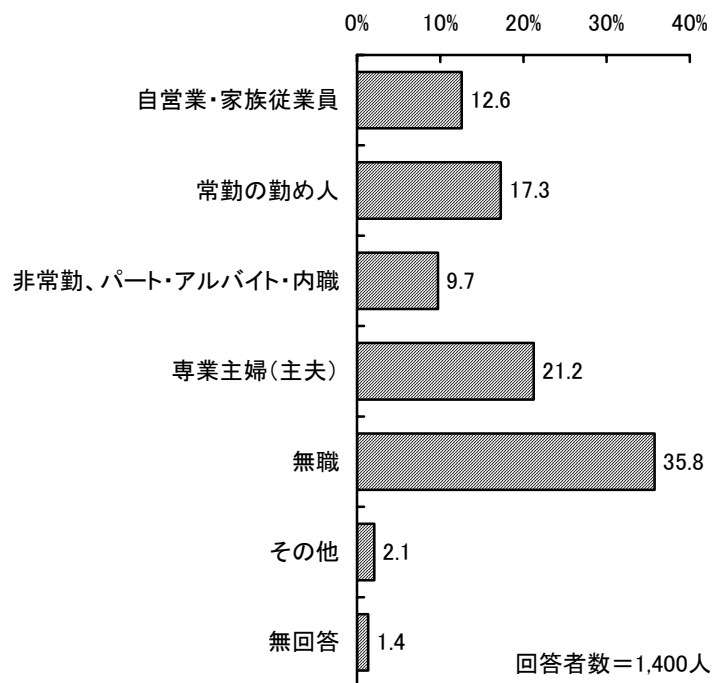
※『賃貸』＝「賃貸の一戸建て」＋「賃貸のアパート・マンション」＋「賃貸の公団・公社・公営住宅」＋「社宅・公務員宿舎・家族寮・独身寮」＋「間借り・住み込み」

世帯形態別にみると、ひとり暮らし世帯では『持ち家』50.9%、『賃貸』47.3%であるが、夫婦ふたり暮らし世帯、二世帯世帯、三世帯以上の世帯では『持ち家』81～84%台、『賃貸』15～18%台である。ひとり暮らし世帯は、他の世帯形態と比べ『持ち家』の割合が低く、『賃貸』の割合が高い結果となった。

(5)就労状況（問3）

問 あなた(ご本人)の現在の職業をお答えください。(1つに○)

図表 2-12 就労状況(単数回答)



現在の就労状況を見ると、「無職」が35.8%でもっとも高く、次いで、「専業主婦(主夫)」21.2%が続く。

「常勤の勤め人」17.3%、「自営業・家族従業員」12.6%が1割を超え、「非常勤、パート・アルバイト・内職」は9.7%と1割を下回る結果となった。

「その他」では、「会社役員」や「アパート経営」といった回答がよせられている。

図表 2-13 男女・年齢×就労状況

		回答者数(人)	自営業・家族従業員	常勤の勤め人	非常勤、パート・アルバイト・内職	専業主婦(主夫)	無職	その他	無回答
全体		1,400	12.6	17.3	9.7	21.2	35.8	2.1	1.4
男女別	男性	654	17.9	27.7	6.1	0.0	45.4	2.6	0.3
	女性	715	8.1	8.0	13.4	41.0	27.3	1.7	0.6
年齢別	50～64 歳	583	14.6	36.2	14.2	20.4	12.7	1.9	0.0
	65～74 歳	439	14.6	5.5	10.5	25.5	41.2	2.3	0.5
	75～84 歳	280	7.9	1.4	2.5	21.4	64.6	1.8	0.4
	85 歳以上	69	4.3	0.0	0.0	5.8	85.5	2.9	1.4

男女別に就労状況をみると、勤めている人のうち、男性では「常勤の勤め人」、女性では「非常勤、パート・アルバイト・内職」の割合がもっとも高くなっている。

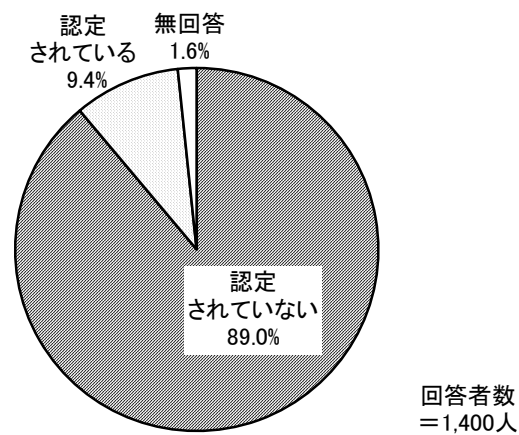
年齢別に第1位にあげられた回答をみると、50～64歳では「常勤の勤め人」、65歳以上では「無職」となっている。勤めている人の中では、50～64歳では「常勤の勤め人」、65歳以上では「自営業・家族従業員」がもっとも高い割合である。

2. 身体状況

(1) 介護保険における要支援・要介護認定状況（問6）

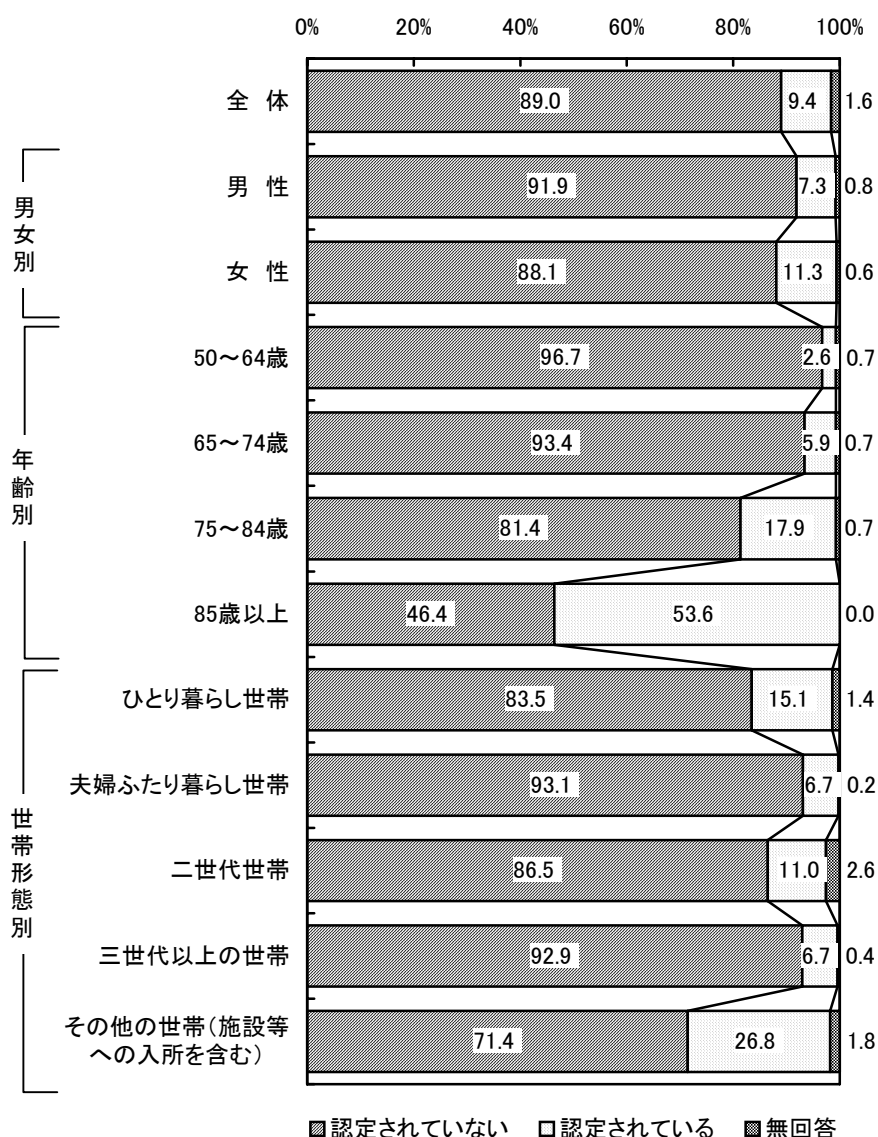
問 あなた(ご本人)は、介護保険において要支援あるいは要介護と認定されていますか。(1つに○)

図表 2-14 介護保険における要支援・要介護認定状況(単数回答)



調査回答者の89.0%は、要支援あるいは要介護と「認定されていない」状況である。一方、要支援あるいは要介護と「認定されている」人は9.4%と約1割を占める。

図表 2-15 男女・年齢・世帯形態×介護保険における要支援・要介護認定状況



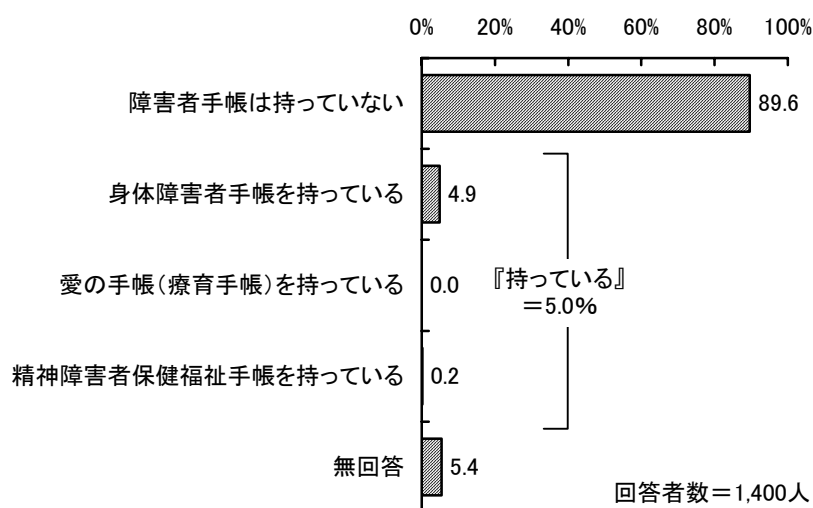
年齢別にみると、要支援あるいは要介護と「認定されている」割合は年齢が高いほど高く、50～64歳では2.6%、65～74歳では5.9%、75～84歳では17.9%、85歳以上では53.6%となっている。

世帯形態別では、ひとり暮らし世帯、二世帯世帯の人において、要支援あるいは要介護と「認定されている」割合が1割を超える結果となった。

(2) 障害者手帳の所持状況（問7）

問 あなた(ご本人)は、障害者手帳を持っていますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-16 障害者手帳の所持状況(複数回答)



調査回答者の障害者手帳の所持状況は、5.0%が障害者手帳を『持っている』状況である。

具体的な障害者手帳の種類をみると、「身体障害者手帳を持っている」4.9%、「精神保健福祉手帳を持っている」0.2%となっている。「愛の手帳（療育手帳）を持っている」人は、今回の調査回答者においては0人であった。

図表 2-17 男女・年齢×障害者手帳の所持状況

		回答者数(人)	障害者手帳は持っていない	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳(療育手帳)を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	無回答	『持っている』
全 体		1,400	89.6	4.9	0.0	0.2	5.4	5.0
男女別	男性	654	90.4	5.8	0.0	0.2	3.7	5.9
	女性	715	90.8	3.8	0.0	0.3	5.3	3.9
年齢別	50～64 歳	583	93.8	3.4	0.0	0.5	2.4	3.8
	65～74 歳	439	90.9	5.5	0.0	0.0	3.6	5.5
	75～84 歳	280	84.6	7.1	0.0	0.0	8.2	7.2
	85 歳以上	69	85.5	2.9	0.0	0.0	11.6	2.9

※『持っている』=100%－「障害者手帳は持っていない」－「無回答」

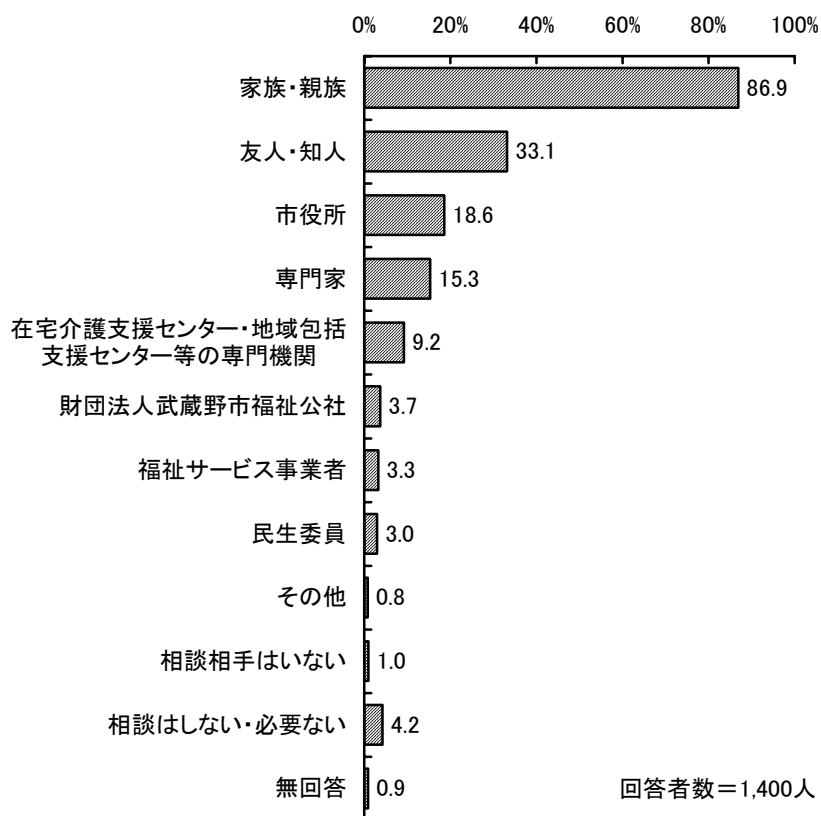
年齢別にみると、75～84 歳において障害者手帳を『持っている』割合がもっとも高くなっている。

3. 相談相手や知識・情報の入手先について

(1) 困ったときの相談相手（問8）

問 あなた(ご本人)は、身のまわりのことで困ったことがある場合、どなた(どこ)に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-18 困ったときの相談相手(複数回答)



困ったときの相談相手は、「家族・親族」が86.9%でもっとも高く、「友人・知人」33.1%、「市役所」18.6%、「専門家」15.3%と続いている。

一方、1.0%（14人）が「相談相手はいない」と回答している。

図表 2-19 男女・年齢・世帯形態×困ったときの相談相手

		回答者数(人)	家族・親族	友人・知人	市役所	専門家	在宅介護支援センター・地域包括支援センター等の専門機関	財団法人武蔵野市福祉公社	福祉サービス事業者	民生委員	その他	相談相手はいない	相談はしない・必要ない	無回答
全体		1,400	86.9	33.1	18.6	15.3	9.2	3.7	3.3	3.0	0.8	1.0	4.2	0.9
男女別	男性	654	86.7	27.2	16.7	18.5	6.6	3.2	2.9	2.4	0.6	1.2	5.2	0.8
	女性	715	87.7	38.3	20.4	12.6	11.6	4.2	3.8	3.6	0.8	0.7	3.1	1.0
年齢別	50～64歳	583	87.8	43.6	19.0	19.9	5.3	2.1	3.1	1.4	0.7	1.0	3.6	0.7
	65～74歳	439	86.8	29.4	22.1	14.4	10.0	5.2	2.1	4.1	0.9	1.4	4.6	0.7
	75～84歳	280	85.7	21.1	12.5	10.4	11.4	3.6	4.3	4.6	0.4	0.4	5.4	1.4
	85歳以上	69	87.0	13.0	13.0	4.3	24.6	7.2	8.7	4.3	1.4	0.0	4.3	1.4
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	71.1	44.0	24.3	9.2	7.8	2.3	5.0	5.5	0.5	3.2	3.2	0.9
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	89.3	28.4	18.2	16.7	9.6	4.4	3.1	3.8	0.4	0.7	4.4	0.9
	二世帯世帯	155	87.1	31.6	18.7	16.8	10.3	3.2	3.2	1.9	1.9	0.0	3.9	0.0
	三世帯以上の世帯	496	92.9	33.5	16.1	16.3	8.3	3.6	2.8	1.6	0.8	0.4	4.0	0.8
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	78.6	28.6	17.9	12.5	14.3	3.6	1.8	1.8	1.8	1.8	10.7	1.8

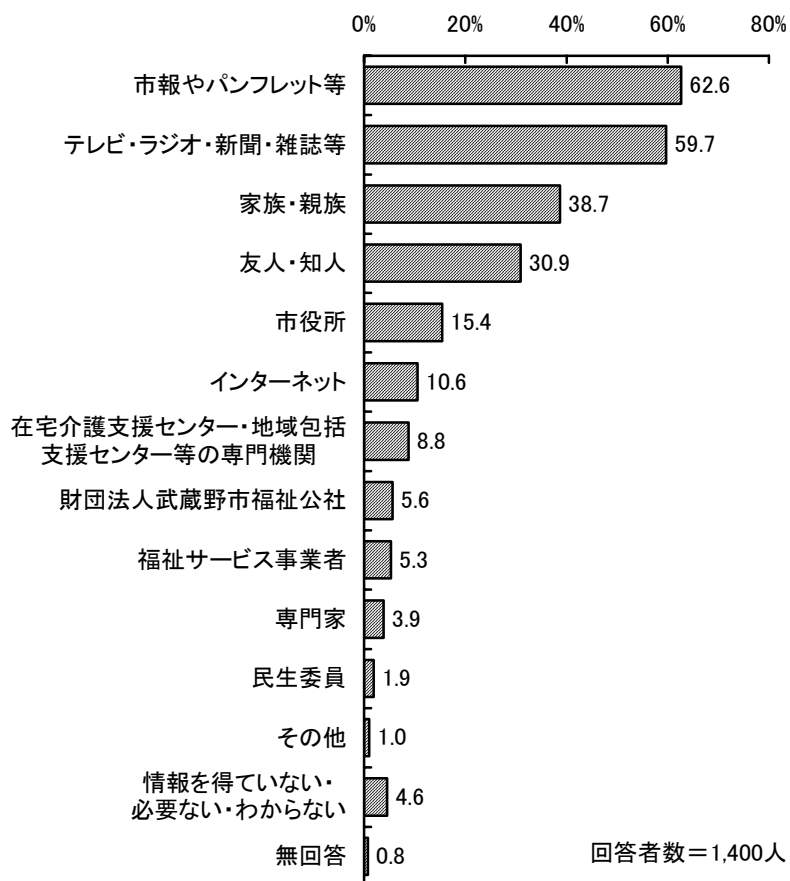
年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ「友人・知人」「専門家」を相談相手とする割合が低くなり、「在宅介護支援センター・地域包括支援センター等の専門機関」が高くなる。このことから、加齢に伴い相談相手として福祉の専門機関等の比重が増すといえる。今後とも、これら機関の対応能力を向上させることが、官民を問わず肝要である。

世帯形態別にみると、いずれの世帯においても上位2位は、「家族・親族」「友人・知人」となっている。ただし、ひとり暮らし世帯においては、他の世帯形態と比較して「家族・親族」の割合が低い一方、「友人・知人」「市役所」が高くなっている。

(2)福祉に関する知識・情報の入手先 (問9)

問 あなた(ご本人)は、福祉に関する知識・情報をどなた(どこ)から得ていますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 2-20 福祉に関する知識・情報の入手先(複数回答)



福祉に関する知識・情報の入手先は、「市報やパンフレット等」62.6%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等」59.7%が5割を超える回答となっている。次いで、「家族・親族」38.7%、「友人・知人」30.9%が3割台、「市役所」15.4%、「インターネット」10.6%が1割台が続いている。

図表 2-21 男女・年齢・世帯形態・×福祉に関する知識・情報の入手先

		回答者数(人)	市報やパンフレット等	テレビラジオ・新聞・雑誌等	家族・親族	友人・知人	市役所	インターネット	在宅介護支援センター・地域包括支援センター等の専門機関	財団法人武蔵野市福祉公社	福祉サービス事業者	専門家	民生委員	その他	情報を得ていない・必要ない・わからない	無回答
全体		1,400	62.6	59.7	38.7	30.9	15.4	10.6	8.8	5.6	5.3	3.9	1.9	1.0	4.6	0.8
男女別	男性	654	61.5	62.2	40.1	24.5	15.3	14.5	6.9	5.0	4.3	4.3	1.8	1.2	4.9	1.1
	女性	715	64.3	57.9	37.8	37.1	15.7	7.4	10.8	6.3	6.0	3.6	2.1	0.8	4.1	0.4
年齢別	50～64歳	583	63.5	61.7	37.4	32.6	14.2	19.0	6.0	3.8	4.8	4.8	1.2	1.7	6.2	0.2
	65～74歳	439	64.0	62.6	38.3	33.9	15.9	5.7	8.4	7.1	4.8	3.4	2.7	0.5	3.9	0.9
	75～84歳	280	64.3	53.9	36.4	25.4	15.4	3.2	10.4	5.4	5.4	2.5	1.8	0.7	2.9	1.4
	85歳以上	69	46.4	50.7	62.3	20.3	18.8	4.3	29.0	14.5	10.1	5.8	4.3	0.0	1.4	1.4
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	53.2	52.8	26.1	32.1	18.8	3.7	10.6	4.6	5.5	2.8	4.1	0.5	5.5	0.5
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	66.9	64.2	39.8	28.7	14.9	11.6	6.2	7.1	4.4	3.6	1.1	0.7	5.3	1.3
	二世帯世帯	155	61.9	56.8	41.9	29.0	15.5	9.7	14.8	7.1	6.5	5.8	3.2	2.6	2.6	0.6
	三世帯以上の世帯	496	65.9	60.7	42.1	34.1	13.7	13.9	7.9	4.6	5.8	3.8	1.0	1.2	4.2	0.2
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	50.0	57.1	41.1	26.8	21.4	5.4	14.3	3.6	3.6	5.4	5.4	0.0	3.6	1.8

年齢別にみると、85歳以上では、他の年齢層が福祉に関する知識・情報の入手先として第1位にあげていた「市報やパンフレット等」は46.4%で第3位であり、かわって「家族・親族」が62.3%で第1位となっている。本人を保護・支援する家族に対しても、様々な媒体を通して情報提供する必要があるといえる。

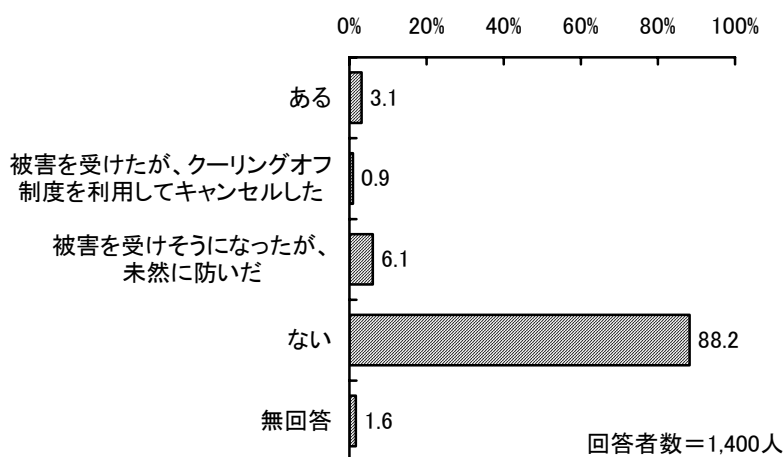
50～64歳では「インターネット」が2割近くであり、他の年齢層に比べ高くなっている。

4. 詐欺などの被害に対する意識

(1) 詐欺などの被害経験の有無（問10）

問 あなた(ご本人)は、過去 3 年くらいの間に、強引な訪問販売等やリフォームの詐欺等の被害を受けたことがありますか。(1つに○)

図表 2-22 詐欺などの被害経験の有無(単数回答)



過去 3 年くらいの間に、強引な訪問販売等やリフォームの詐欺等の被害を受けたことがあるかたずねたところ、3.1%が「ある」と回答している。

また、「被害を受けたが、クーリングオフ制度を利用してキャンセルした」人の割合は0.9%、「被害を受けそうになったが、未然に防いだ」人の割合は6.1%となっている。

被害を食い止めるための最寄の相談・支援機関はどこかを、常日頃から市民が把握できるよう、情報提供体制を整備する必要がある。

図表 2-23 男女・年齢・世帯形態×詐欺などの被害経験の有無

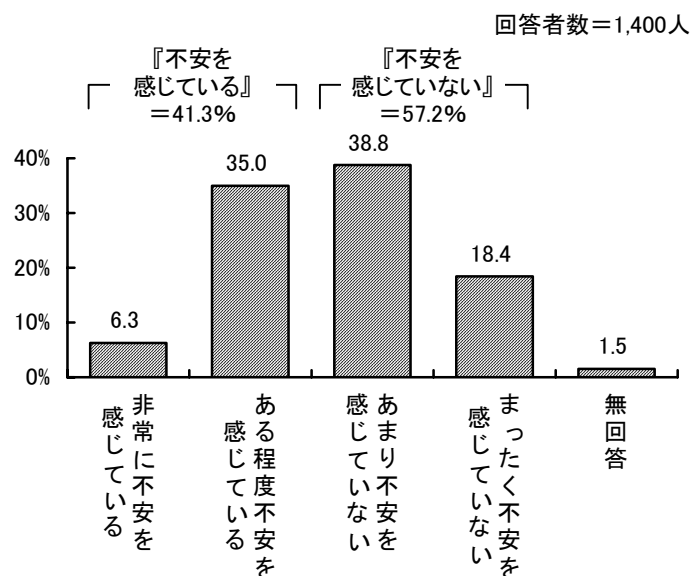
		回答者数(人)	ある	被害を受けたが、クーリングオフ制度を利用してキャンセルした	被害を受けそうになったが、未然に防いだ	ない	無回答
全体		1,400	3.1	0.9	6.1	88.2	1.6
男女別	男性	654	3.2	0.8	7.0	87.9	1.1
	女性	715	3.1	1.1	5.2	88.5	2.1
年齢別	50～64歳	583	1.9	0.5	6.3	90.9	0.3
	65～74歳	439	3.4	1.8	3.9	89.3	1.6
	75～84歳	280	5.0	0.7	8.6	82.5	3.2
	85歳以上	69	4.3	0.0	8.7	81.2	5.8
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	3.7	0.9	3.2	89.4	2.8
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	3.1	1.3	5.1	88.2	2.2
	二世帯世帯	155	4.5	1.3	7.7	85.8	0.6
	三世帯以上の世帯	496	2.2	0.4	8.3	89.1	0.0
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	5.4	0.0	1.8	85.7	7.1

世帯形態別にみると、その他の世帯（施設等への入所を含む）において、詐欺などの被害経験が「ある」と回答した割合が5.4%でもっとも高くなっている。次いで、二世帯世帯4.5%、ひとり暮らし世帯3.7%、夫婦ふたり暮らし世帯3.1%、三世帯以上の世帯2.2%が続く。

(2) 詐欺などの被害を受けることに対する不安（問11）

問 あなた(ご本人)は、強引な訪問販売等やリフォームの詐欺、振り込め詐欺等の被害を受けることに対して不安を感じていますか。(1つに○)

図表 2-24 詐欺などの被害を受けることに対する不安(単数回答)



※『不安を感じている』 = 「非常に不安を感じている」

+ 「ある程度不安を感じている」

※『不安を感じていない』 = 「あまり不安を感じていない」

+ 「まったく不安を感じていない」

「非常に不安を感じている」と「ある程度不安を感じている」をあわせた 41.3%は、詐欺などの被害を受けることに対する不安を感じており、中でも 6.3%が「非常に不安を感じている」状況となっている。

誰もが悪質商法の被害にあう可能性があることを周知するため、各機関が連携し、その種類や対応方法を市民に啓発することが重要である。

図表 2-25 男女・年齢・世帯形態・詐欺などの被害経験の有無

× 詐欺などの被害を受けることに対する不安

		回答者数(人)	非常に不安を感じている	ある程度不安を感じている	あまり不安を感じていない	まったく不安を感じていない	無回答	『不安を感じている』	『不安を感じていない』
全体		1,400	6.3	35.0	38.8	18.4	1.5	41.3	57.2
男女別	男性	654	4.7	32.7	39.6	21.6	1.4	37.4	61.2
	女性	715	7.4	37.6	37.8	15.7	1.5	45.0	53.5
年齢別	50～64歳	583	6.9	33.1	41.3	18.0	0.7	40.0	59.3
	65～74歳	439	6.2	33.5	40.8	18.9	0.7	39.7	59.7
	75～84歳	280	3.6	43.9	33.2	15.7	3.6	47.5	48.9
	85歳以上	69	11.6	27.5	27.5	30.4	2.9	39.1	57.9
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	6.4	35.8	36.2	21.1	0.5	42.2	57.3
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	5.3	34.7	41.6	16.7	1.8	40.0	58.3
	二世帯世帯	155	9.0	28.4	43.2	18.1	1.3	37.4	61.3
	三世帯以上の世帯	496	5.8	38.7	37.3	17.5	0.6	44.5	54.8
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	5.4	25.0	30.4	30.4	8.9	30.4	60.8
詐欺などの被害経験の有無別	ある	44	18.2	56.8	15.9	9.1	0.0	75.0	25.0
	被害を受けたが、クーリングオフ制度を利用してキャンセルした	13	15.4	53.8	15.4	15.4	0.0	69.2	30.8
	被害を受けそうになったが、未然に防いだ	85	22.4	56.5	17.6	3.5	0.0	78.9	21.1
	ない	1,235	4.6	33.0	41.6	20.0	0.8	37.6	61.6

※『不安を感じている』＝「非常に不安を感じている」＋「ある程度不安を感じている」

※『不安を感じていない』＝「あまり不安を感じていない」＋「まったく不安を感じていない」

男女別では女性、年齢別では 75～84 歳、世帯形態別では三世代以上の世帯において、詐欺などの被害を受けることに『不安を感じている』割合がもっとも高くなっている。

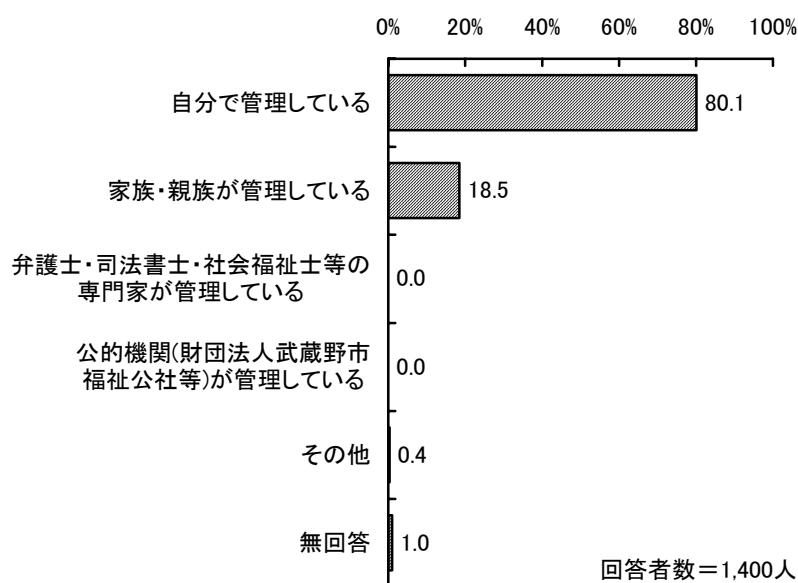
詐欺などの被害経験の有無別にみると、被害経験がない人は、詐欺などの被害を受けることに対して『不安を感じていない』割合が 61.6%を占めており、他に比べ高い割合を示している。

5. 金銭管理や福祉サービスの利用について

(1) 金銭管理の状況（問12）

問 あなた(ご本人)は、現在、通帳・印鑑・現金等の管理をどのように行っていますか。(主なもの1つに○)

図表 2-26 金銭管理の状況(単数回答)



現在の金銭管理の状況は、80.1%が「自分で管理している」と回答している。このほかには、「家族・親族が管理している」が18.5%となっている。

自分で金銭等を管理できなくなった時に、どのように他者の支援を受けるかを、あらかじめ考えておくべきである。これに関する普及啓発が急務である。

このことが契機となり、権利擁護事業や成年後見制度への関心、利用へとつながっていくものである。

図表 2-27 男女・年齢・世帯形態・要支援・要介護認定状況・障害者手帳の所持状況
× 金銭管理の状況

		回答者数(人)	自分で管理している	家族・親族が管理している	弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が管理している	公的機関(財団法人武蔵野市福祉公社等)が管理している	その他	無回答
全体		1,400	80.1	18.5	0.0	0.0	0.4	1.0
男女別	男性	654	71.6	27.4	0.0	0.0	0.5	0.6
	女性	715	88.4	10.1	0.0	0.0	0.3	1.3
年齢別	50～64歳	583	79.6	19.2	0.0	0.0	0.3	0.9
	65～74歳	439	85.0	13.9	0.0	0.0	0.2	0.9
	75～84歳	280	79.6	18.9	0.0	0.0	0.4	1.1
	85歳以上	69	60.9	36.2	0.0	0.0	1.4	1.4
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	94.5	4.6	0.0	0.0	0.0	0.9
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	79.3	18.9	0.0	0.0	0.7	1.1
	二世帯世帯	155	77.4	21.3	0.0	0.0	0.6	0.6
	三世帯以上の世帯	496	77.0	22.6	0.0	0.0	0.0	0.4
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	69.6	23.2	0.0	0.0	1.8	5.4
要支援・要介護認定状況別	認定されていない	1,246	83.1	15.7	0.0	0.0	0.4	0.8
	認定されている	131	52.7	45.8	0.0	0.0	0.0	1.5
障害者手帳の所持状況別	障害者手帳は持っていない	1,254	81.6	17.2	0.0	0.0	0.3	0.9
	障害者手帳を持っている	70	55.7	42.9	0.0	0.0	0.0	1.4

世帯形態別に通帳・印鑑・現金等を「自分で管理している」割合をみると、ひとり暮らし世帯では94.5%、夫婦ふたり暮らし世帯、二世帯世帯、三世帯以上の世帯では77～79%台、その他の世帯（施設等への入所を含む）では69.6%となっている。「家族・親族が管理している」割合は、ひとり暮らし世帯では1割に満たないが、夫婦ふたり暮らし世帯では18.9%、二世帯世帯、三世帯以上の世帯、その他の世帯（施設等への入所を含む）では21～23%台となっている。

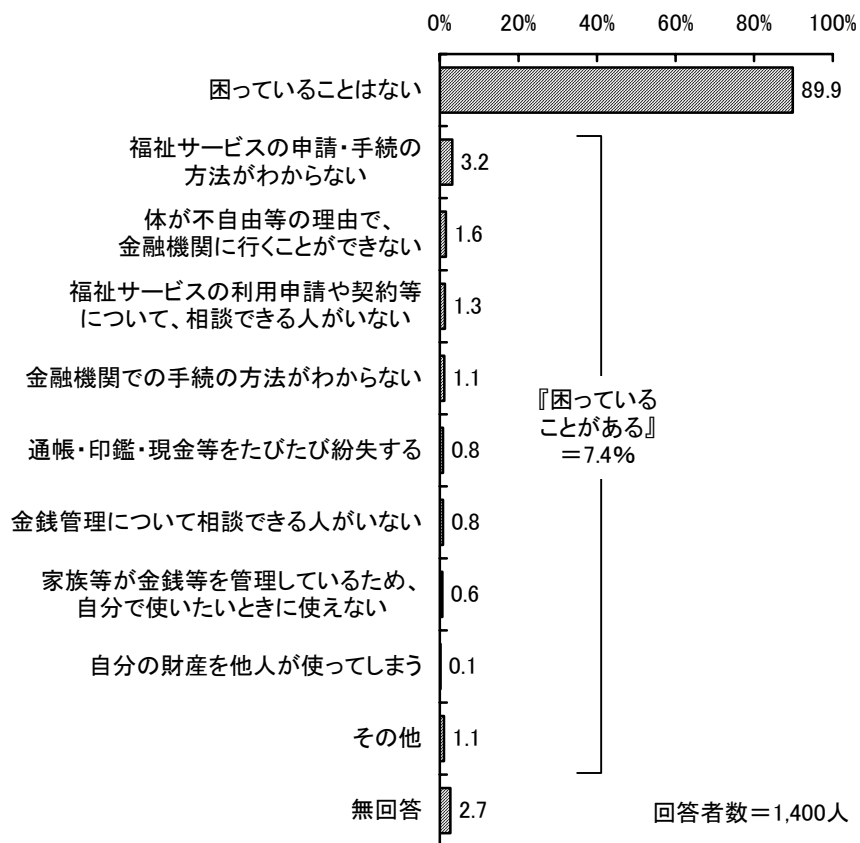
介護保険における要支援・要介護認定状況別にみると、要支援あるいは要介護と認定されていない人では「自分で管理している」83.1%、「家族・親族が管理している」15.7%であるのに対し、認定されている人では「自分で管理している」52.7%、「家族・親族が管理している」45.8%となっている。

障害者手帳の所持状況別にみると、障害者手帳を持っていない人に比べ、障害者手帳を持っている人では「自分で管理している」割合が低く、「家族・親族が管理している」割合が高い結果となった。

(2) 金銭管理や福祉サービスの利用申請等に関する困りごと（問13）

問 あなた(ご本人)は、現在、通帳・印鑑・現金等の管理や福祉サービスの利用申請等について困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-28 金銭管理や福祉サービスの利用申請等に関する困りごと(複数回答)



※『困っていることがある』=100%－「困っていることはない」－「無回答」

金銭管理や福祉サービスの利用申請等に関する困りごとについては、約9割が「困っていることはない」と回答している。

『困っていることがある』と回答した7.4%のうち、割合の高い困りごとの上位3位は、「福祉サービスの申請・手続の方法がわからない」3.2%、「体が不自由等の理由で、金融機関に行くことができない」1.6%、「福祉サービスの利用申請や契約等について、相談できる人がいない」1.3%であった。

自分が居住する地域の在宅介護支援センター、地域包括支援センターなどを市民が把握し、そのネットワークで、サービス提供機関につながるよう、行政や各機関による広報・情報提供の充実が求められる。

図表 2-29 男女・年齢・世帯形態・要支援・要介護認定状況・障害者手帳の所持状況
× 金銭管理や福祉サービスの利用申請等に関する困りごと

		回答者数(人)	困っていることはない	福祉サービスの申請・手続の方法がわからない	体が不自由等の理由で、金融機関に行くことができない	福祉サービスの利用申請や契約等について、相談できる人がいない	金融機関での手続の方法がわからない	通帳・印鑑・現金等をたびたび紛失する	金銭管理について相談できる人がいない	家族等が金銭等を管理しているため、自分で使いたいときに使えない	自分の財産を他人が使ってしまう	その他	無回答	『困っていることがある』
全体		1,400	89.9	3.2	1.6	1.3	1.1	0.8	0.8	0.6	0.1	1.1	2.7	7.4
男女別	男性	654	90.2	2.9	1.4	1.2	1.4	0.5	0.8	1.1	0.2	1.1	2.8	7.0
	女性	715	90.2	3.4	1.7	1.1	1.0	1.0	0.7	0.3	0.1	1.0	2.4	7.4
年齢別	50～64歳	583	93.5	1.9	0.5	1.0	1.0	0.7	0.5	0.3	0.0	0.9	1.5	5.0
	65～74歳	439	90.0	3.9	1.6	0.9	0.7	0.5	0.5	1.4	0.0	0.9	2.3	7.7
	75～84歳	280	88.2	3.6	1.4	1.4	1.8	0.7	0.7	0.0	0.0	0.7	4.6	7.2
	85歳以上	69	72.5	5.8	10.1	2.9	2.9	4.3	2.9	1.4	2.9	4.3	5.8	21.7
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	83.9	5.0	2.8	4.1	0.9	1.8	2.8	0.0	0.0	1.4	4.1	12.0
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	89.8	4.2	1.6	0.7	1.1	0.4	0.7	0.4	0.2	0.7	2.4	7.8
	二世帯世帯	155	93.5	2.6	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	1.3	0.0	1.3	1.3	5.2
	三世帯以上の世帯	496	92.9	1.4	1.4	0.8	1.4	0.6	0.2	0.8	0.0	1.0	2.0	5.1
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	82.1	5.4	1.8	0.0	1.8	3.6	0.0	0.0	1.8	3.6	5.4	12.5
要支援・要介護認定状況別	認定されていない	1,246	92.1	3.0	0.6	1.2	0.8	0.4	0.7	0.5	0.0	0.7	2.2	5.7
	認定されている	131	72.5	5.3	11.5	1.5	4.6	4.6	0.8	2.3	1.5	3.8	4.6	22.9
障害者手帳の所持状況別	障害者手帳は持っていない	1,254	91.2	3.0	1.0	1.1	1.0	0.8	0.8	0.3	0.2	1.1	2.0	6.8
	障害者手帳を持っている	70	80.0	1.4	11.4	0.0	1.4	1.4	0.0	5.7	0.0	0.0	4.3	15.7

※『困っていることがある』=100%－「困っていることはない」－「無回答」

年齢別にみると、50～64歳では5.0%、65～74歳では7.7%、75～84歳では7.2%、85歳以上では21.7%が、金銭管理や福祉サービスの利用申請等に関して『困っていることがある』と回答している。特に、割合の高かった85歳以上があげた困りごとの第1位は、「体が不自由等の理由で、金融機関に行くことができない」10.1%であり、他の年齢層を大きく上回っている。

介護保険における要支援・要介護認定状況別にみると、『困っていることがある』割合は、認定されていない人の5.7%に対し、認定されている人では22.9%となっている。認定されている人の具体的な困りごととしては、「体が不自由等の理由で、金融機関に行くことができない」がもっとも高く、1割を超えている回答である。また、「金融機関での手続の方法がわからない」「通帳・印鑑・現金等をたびたび紛失する」については、認定されていない人では0.8%、0.4%であったが、認定されている人においては各4.6%が困りごととしてあげている。

障害者手帳の所持状況別に『困っていることがある』割合をみると、障害者手帳を持っていない人では6.8%、障害者手帳を持っている人では15.7%となっている。障害者手帳を持っている人の具体的な困りごとは、「体が不自由等の理由で、金融機関に行くことができない」11.4%がもっとも高くなっている。また、第2位の「家族等が金銭等を管理しているため、自分で使いたいときに使えない」5.7%については、障害者手帳を持っていない人の0.3%を大きく上回っている。

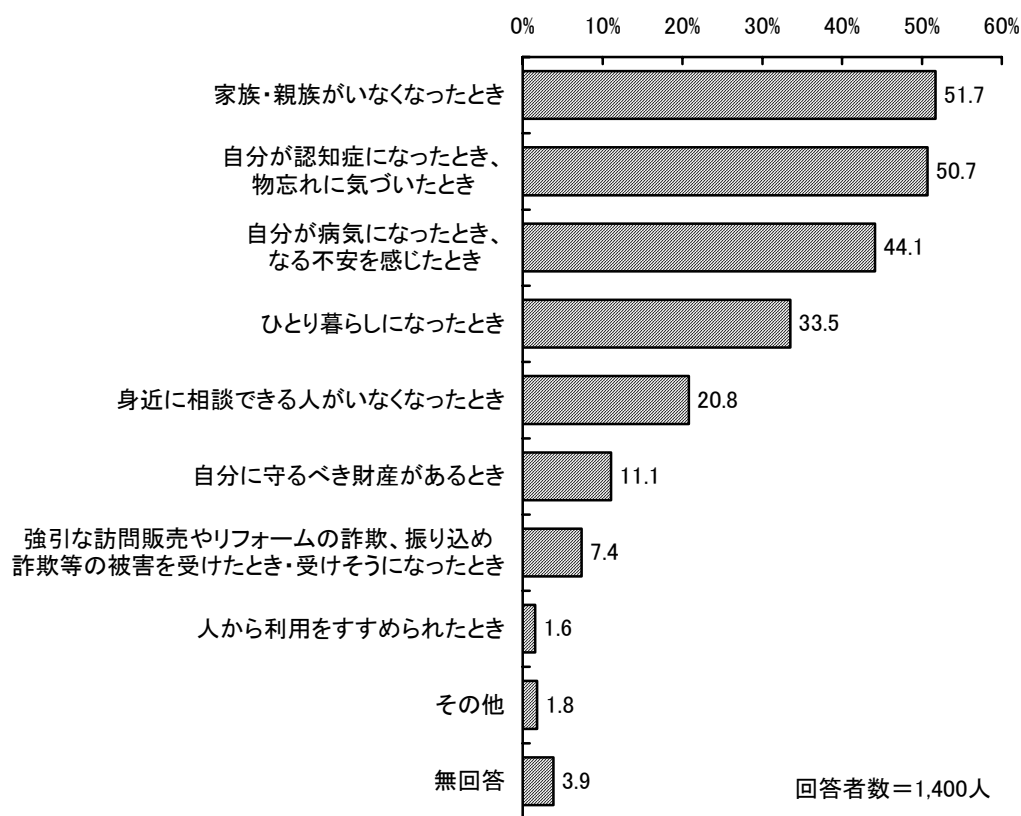
現在の金銭管理や福祉サービスの利用申請等を支援する事業では、判断能力が不十分であることを利用要件としているが、判断能力は問題なく、身体状況から金融事務に困難がある市民への制度的支援を案出すべきである。

(3) 金銭管理等の支援が必要となるきっかけ（問14）

問 あなた(ご本人)は、どのような状態のときに、通帳・印鑑・現金等の管理や福祉サービスの利用申請等に対する支援が必要になると考えますか。

(あてはまるものすべてに○)

図表 2-30 金銭管理等の支援が必要となるきっかけ(複数回答)



どのような状態のときに、通帳・印鑑・現金等の管理や福祉サービスの利用申請等に対する支援が必要になるかたずねたところ、「家族・親族がいなくなったとき」51.7%、「自分が認知症になったとき、物忘れに気づいたとき」50.7%が5割以上からあげられた回答である。

任意後見制度や権利擁護事業の利用により、万が一の事態に備える市民の自覚を促すため、市や福祉関係者は、制度の周知・広報に意を注ぐべきである。

図表 2-31 男女・年齢・世帯形態×金銭管理等の支援が必要となるきっかけ

		回答者数(人)	家族・親族がいなくなったとき	自分が認知症になったとき、物忘れに気づいたとき	自分が病気になったとき、なる不安を感じたとき	ひとり暮らしになったとき	身近に相談できる人がいなくなったとき	自分に守るべき財産があるとき	強引な訪問販売やリフォームの詐欺、振り込め詐欺等の被害を受けたとき・受けそうになったとき	人から利用をすすめられたとき	その他	無回答
全体		1,400	51.7	50.7	44.1	33.5	20.8	11.1	7.4	1.6	1.8	3.9
男女別	男性	654	54.6	51.4	43.7	38.5	18.0	10.9	7.2	1.2	1.5	2.9
	女性	715	49.2	50.6	44.5	29.0	22.9	11.3	7.1	1.8	2.0	4.5
年齢別	50～64歳	583	56.4	58.7	40.3	38.3	25.6	13.9	8.9	1.2	1.2	1.9
	65～74歳	439	49.9	49.7	43.3	33.7	18.9	9.8	6.4	2.5	1.6	4.6
	75～84歳	280	46.1	41.1	51.1	27.5	13.9	7.5	6.4	1.1	1.8	5.4
	85歳以上	69	44.9	39.1	52.2	21.7	17.4	13.0	2.9	1.4	7.2	8.7
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	28.0	56.0	68.3	3.7	19.7	6.9	6.4	0.9	1.4	2.8
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	56.2	49.6	39.3	48.2	20.0	12.4	7.3	2.2	1.1	3.1
	二世帯世帯	155	53.5	52.9	45.2	32.9	21.3	9.0	4.5	2.6	2.6	5.2
	三世帯以上の世帯	496	56.7	51.6	37.9	35.9	22.8	12.9	8.7	1.0	2.0	4.0
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	58.9	33.9	41.1	19.6	10.7	8.9	5.4	1.8	3.6	5.4

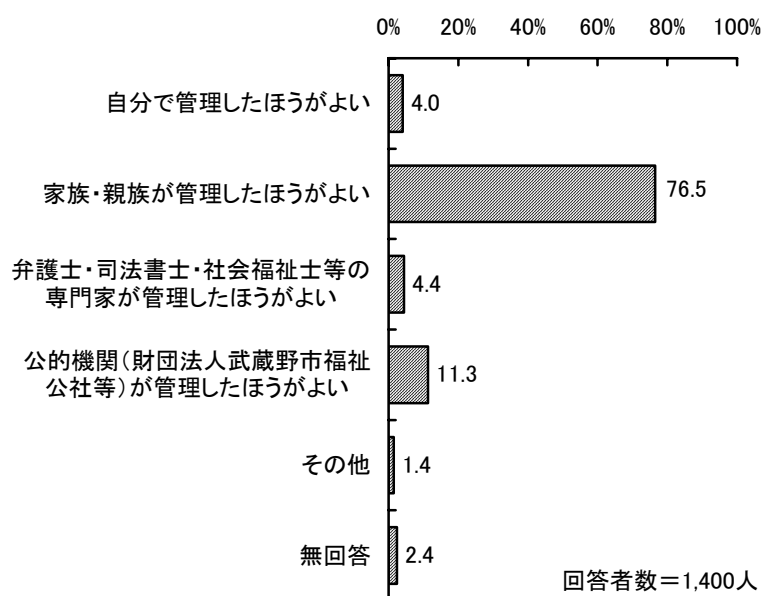
年齢別にみると、金銭管理等の支援が必要となるきっかけとして上位2位にあげられた「家族・親族がいなくなったとき」「自分が認知症になったとき、物忘れに気づいたとき」については、年齢が高くなるにつれ割合が低くなる。一方、第3位の「自分が病気になったとき、なる不安を感じたとき」については、年齢が高いほど割合が高い。

(4)望ましい金銭管理の方法（問15）

問 あなた(ご本人)は、認知症や重い病気、障害などで判断能力が低下した場合、通帳・印鑑・現金等について、どのような管理方法が望ましいと思われますか。

(1つに○)

図表 2-32 望ましい金銭管理の方法(単数回答)



認知症や重い病気、障害などで判断能力が低下した場合の望ましい金銭管理の方法は、76.5%と約4人に3人が「家族・親族が管理したほうがよい」と回答している。

次いで、「公的機関(財団法人武蔵野市福祉公社等)が管理したほうがよい」が11.3%と1割強となっている。

親族に金銭管理を委ねるとしても、財産目録や金融機関届出印を明示しておく等個人が備えるべき事項は、多々ある。また、現在の金融機関では、たとえ家族であっても、本人以外の事務には応じない。このような状況を広く市民に知らせることも必要である。

図表 2-33 男女・年齢・世帯形態・金銭管理の状況×望ましい金銭管理の方法

		回答者数(人)	自分で管理したほうがよい	家族・親族が管理したほうがよい	弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が管理したほうがよい	公的機関(財団法人武蔵野市福祉公社等)が管理したほうがよい	その他	無回答
全体		1,400	4.0	76.5	4.4	11.3	1.4	2.4
男女別	男性	654	3.4	77.8	5.5	10.7	1.1	1.5
	女性	715	4.5	75.9	3.4	11.6	1.8	2.8
年齢別	50～64歳	583	2.1	73.8	7.0	14.6	1.4	1.2
	65～74歳	439	5.2	76.5	3.0	10.9	1.6	2.7
	75～84歳	280	5.0	82.5	1.4	6.4	1.8	2.9
	85歳以上	69	8.7	85.5	0.0	2.9	0.0	2.9
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	11.0	57.3	4.6	21.1	2.8	3.2
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	2.2	80.9	4.2	10.0	1.1	1.6
	二世帯世帯	155	3.2	74.8	5.2	14.2	1.3	1.3
	三世帯以上の世帯	496	2.2	83.1	4.2	7.3	0.8	2.4
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	5.4	71.4	3.6	10.7	5.4	3.6
金銭管理の状況別	自分で管理している	1,122	4.8	75.0	4.5	12.2	1.3	2.2
	家族・親族が管理している	259	0.8	85.7	3.9	7.7	0.8	1.2

※金銭管理の状況別の選択肢「弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が管理している」「公的機関(財団法人武蔵野市福祉公社等)が管理している」は、回答者が0人だったため、上記の表においては掲載を省略している

年齢別に望ましい金銭管理の方法をみると、年齢が高いほど「家族・親族が管理したほうがよい」割合が高くなっている。また、50～74歳においては1割以上が「公的機関（財団法人武蔵野市福祉公社等）が管理したほうがよい」と回答している。

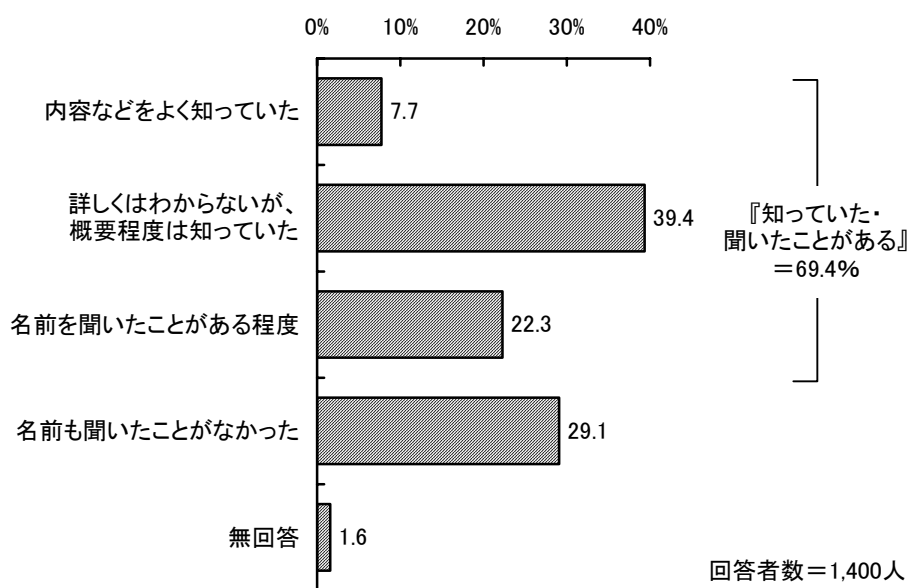
今後、団塊の世代が高齢化した場合、家族に頼らず社会資源を利用する意向が格段に増えると考えられる。それに対する制度的準備が必要である。

6. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度の認知度（問16）

問 あなた(ご本人)は、成年後見制度をご存知でしたか。(もっとも近い意見1つに○)

図表 2-34 成年後見制度の認知度(単数回答)



※『知っていた・聞いたことがある』 = 「内容などをよく知っていた」 + 「詳しくはわからないが、概要程度は知っていた」 + 「名前を聞いたことがある程度」

成年後見制度の認知度をみると、「詳しくはわからないが、概要程度は知っていた」が39.4%でもっとも高くなっている。「内容などをよく知っていた」「詳しくはわからないが、概要程度は知っていた」「名前を聞いたことがある程度」をあわせた69.4%が成年後見制度を『知っていた・聞いたことがある』と回答している。

一方、「名前も聞いたことがなかった」人は29.1%と約3割を占める。

尊厳ある自立生活を実現する成年後見制度について、これからも福祉サービス利用援助とセットにして、その内実を広報していく必要がある。

図表 2-35 男女・年齢・要支援・要介護認定状況・障害者手帳の所持状況

× 成年後見制度の認知度

		回答者数(人)	内容などをよく知っていた	詳しくはわからないが、概要程度は知っていた	名前を聞いたことがある程度	名前も聞いたことがなかった	無回答	『知っていた・聞いたことがある』
全体		1,400	7.7	39.4	22.3	29.1	1.6	69.4
男女別	男性	654	9.2	37.5	22.5	29.8	1.1	69.2
	女性	715	6.6	40.7	22.1	28.7	2.0	69.4
年齢別	50～64 歳	583	9.3	40.3	20.8	29.2	0.5	70.4
	65～74 歳	439	6.4	40.5	24.1	27.3	1.6	71.0
	75～84 歳	280	7.9	35.0	23.9	30.4	2.9	66.8
	85 歳以上	69	4.3	37.7	20.3	33.3	4.3	62.3
要支援・要介護認定状況別	認定されていない	1,246	8.1	41.0	22.3	27.5	1.0	71.4
	認定されている	131	5.3	23.7	22.9	42.7	5.3	51.9
障害者手帳の所持状況別	障害者手帳は持っていない	1,254	7.9	39.6	22.4	28.9	1.3	69.9
	障害者手帳を持っている	70	7.1	27.1	21.4	41.4	2.9	55.6

※『知っていた・聞いたことがある』＝「内容などをよく知っていた」＋「詳しくはわからないが、概要程度は知っていた」＋「名前を聞いたことがある程度」

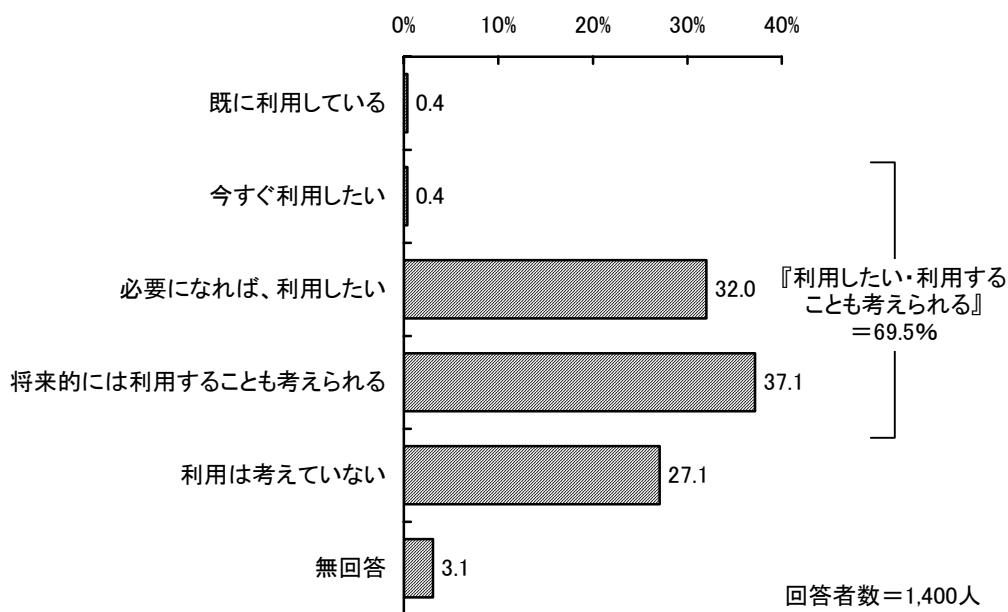
年齢別に成年後見制度を『知っていた・聞いたことがある』割合をみると、50～74 歳では 70～71% 台、75～84 歳では 66.8%、85 歳以上では 62.3% となっている。

介護保険における要支援・要介護認定状況別では、『知っていた・聞いたことがある』人の割合は、要支援あるいは要介護と認定されていない人においては 71.4%、認定されている人においては 51.9% となっており、認定されていない人の割合が認定されている人を 19.5 ポイント上回っている。また、障害者手帳の所持状況別に『知っていた・聞いたことがある』人の割合をみると、障害者手帳を持っている人に比べ、障害者手帳を持っていない人において高い結果となった。障害のある人に対して、成年後見制度の実益を周知していくことも必要である。

(2) 成年後見制度の利用状況・利用意向（問17）

問 あなた(ご本人)は、成年後見制度の利用についてどのように思われますか。ご家族等が回答している場合は、ご本人の立場に立って回答してください。(1つに〇)

図表 2-36 成年後見制度の利用状況・利用意向(単数回答)



※『利用したい・利用することも考えられる』=「今すぐ利用したい」+「必要になれば、利用したい」+「将来的には利用することも考えられる」

成年後見制度の利用状況・利用意向をたずねたところ、「既に利用している」0.4%、『利用したい・利用することも考えられる』69.5%、「利用は考えていない」27.1%となっている。

『利用したい・利用することも考えられる』人のうち、37.1%は「将来的には利用することも考えられる」、32.0%は「必要になれば、利用したい」、0.4%は「今すぐ利用したい」といった結果である。

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所への申立が必要である。

必要書類の準備等一連の手続、事前の親族間の意見調整、診断書作成・医療鑑定医の選定等、初めて制度を利用する市民には戸惑うことが多々ある。これらのマネジメントについては、現在、福祉公社権利擁護センターが担い、円滑な制度利用につなげているが、地域包括支援センターなどの関係各機関の機能を充実させ、その裾野を広げることも必要である。

図表 2-37 男女・年齢・世帯形態・要支援・要介護認定状況・障害者手帳の所持状況
× 成年後見制度の利用状況・利用意向

		回答者数(人)	既に利用している	今すぐ利用したい	必要になれば、利用したい	将来的には利用することも考えられる	利用は考えていない	無回答	『利用したい・利用することも考えられる』
全体		1,400	0.4	0.4	32.0	37.1	27.1	3.1	69.5
男女別	男性	654	0.3	0.5	33.9	39.3	24.0	2.0	73.7
	女性	715	0.3	0.3	30.5	35.1	29.9	3.9	65.9
年齢別	50～64歳	583	0.3	0.3	32.6	43.6	22.3	0.9	76.5
	65～74歳	439	0.2	0.0	30.1	38.3	28.9	2.5	68.4
	75～84歳	280	0.7	1.1	32.9	25.4	33.2	6.8	59.4
	85歳以上	69	0.0	0.0	30.4	21.7	39.1	8.7	52.1
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	0.0	0.5	33.0	33.9	27.1	5.5	67.4
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	0.4	0.4	31.6	37.8	27.3	2.4	69.8
	二世帯世帯	155	0.0	1.3	31.0	38.1	25.8	3.9	70.4
	三世帯以上の世帯	496	0.6	0.0	31.0	37.5	28.8	2.0	68.5
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	0.0	0.0	41.1	32.1	21.4	5.4	73.2
要支援・要介護認定状況別	認定されていない	1,246	0.4	0.2	31.3	38.8	27.1	2.2	70.3
	認定されている	131	0.0	1.5	38.2	21.4	29.8	9.2	61.1
障害者手帳の所持状況別	障害者手帳は持っていない	1,254	0.3	0.4	32.1	37.6	27.7	2.0	70.1
	障害者手帳を持っている	70	1.4	0.0	31.4	32.9	27.1	7.1	64.3

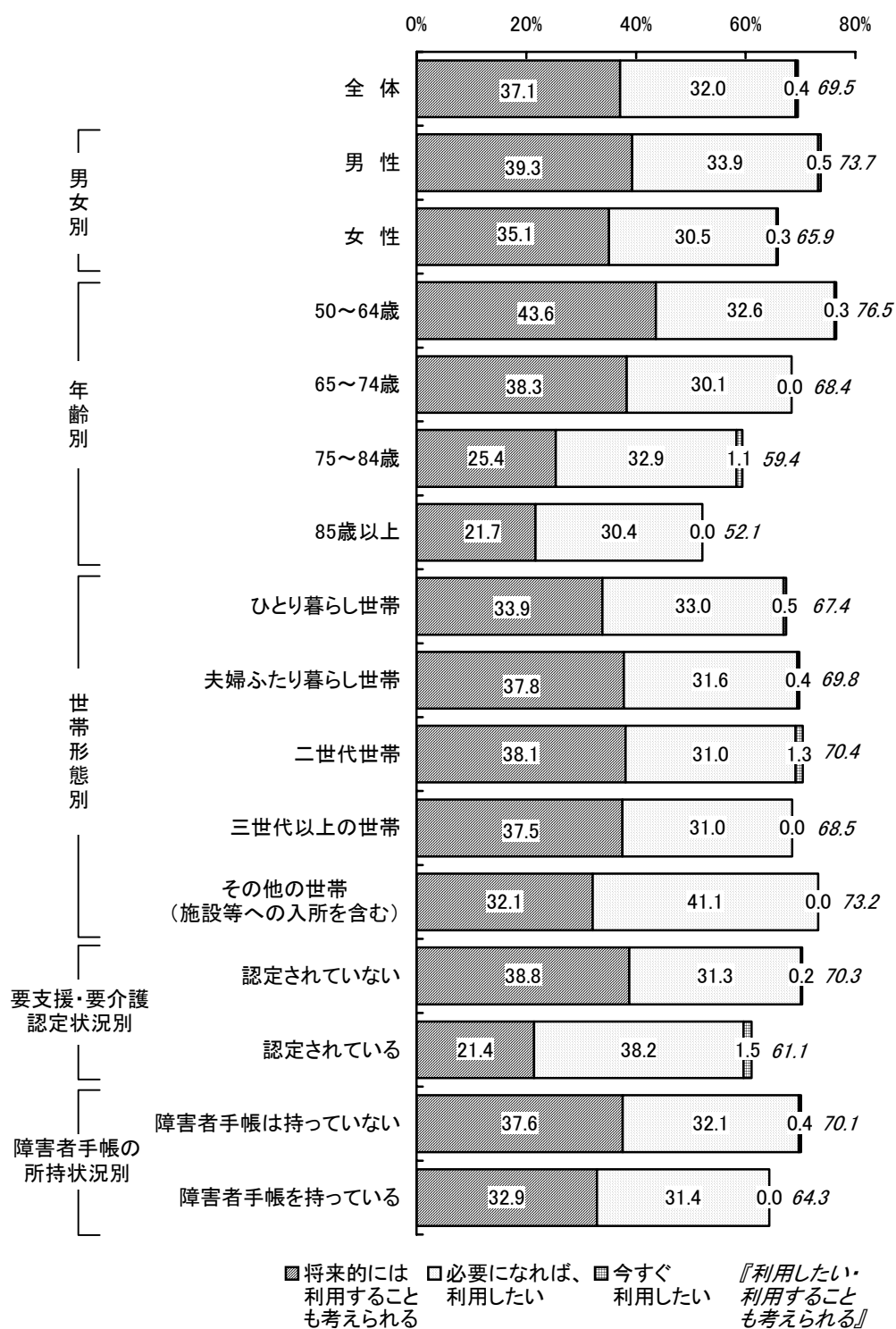
※『利用したい・利用することも考えられる』＝「今すぐ利用したい」＋「必要になれば、利用したい」＋「将来的には利用することも考えられる」

年齢別にみると、年齢が高いほど成年後見制度を『利用したい・利用することも考えられる』割合は低い。

介護保険における要支援・要介護認定状況別にみると、要支援あるいは要介護と認定されている人に比べ、認定されていない人において『利用したい・利用することも考えられる』割合が高くなっている。ただし、「今すぐ利用したい」割合は、認定されている人では1.5%となっており、認定されていない人の0.2%に比べ高い結果となった。

障害者手帳の所持状況別にみると、障害者手帳を持っている人と比較して、障害者手帳を持っていない人において『利用したい・利用することも考えられる』割合が高くなっている。

図表 2-38 成年後見制度の利用意向

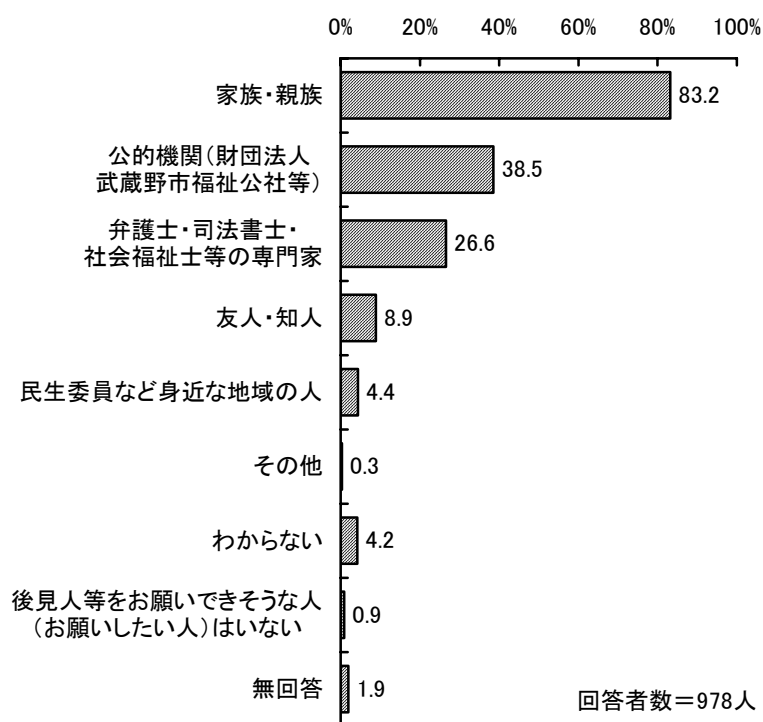


※ 『利用したい・利用すること考えられる』 = 「今すぐ利用したい」 + 「必要になれば、利用したい」 + 「将来的には利用すること考えられる」

(3) 後見人等をお願いしたい人 (問18)

問 あなた(ご本人)が成年後見制度を利用することになった場合、後見人等をお願いできそうな人(お願いしたい人)すべてに○をつけてください。既に利用している方は、後見人等をお願いしている人すべてに○をつけてください。

図表 2-39 後見人等をお願いしたい人(複数回答)



問 17 で「既に利用している」「今すぐ利用したい」「必要になれば、利用したい」「将来的には利用することも考えられる」と回答した人に、後見人等をお願いできそうな人(お願いしたい人)をたずねた。

83.2%が「家族・親族」をあげており、他を大きく上回る結果となった。このほかには、「公的機関(財団法人武蔵野市福祉公社等)」38.5%、「弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家」26.6%が1割を超える回答である。

一方、0.9%の人が「後見人等をお願いできそうな人(お願いしたい人)はいない」と回答している。成年後見制度を利用すべき心身・生活状況にあっても、後見人等をお願いできる人がいない市民に対応するため、後見人等を紹介するシステムの構築が必要である。現在は、事実上、個別ケースで福祉公社が紹介しているが、今後、機関間の連携を図り、制度的に担保すべきである。実際、申立段階で後見人候補者を確保できれば、その後の手続も円滑に進み、裁判所の負担も減らすことができる。

図表 2-40 男女・年齢・世帯形態×後見人等をお願いしたい人

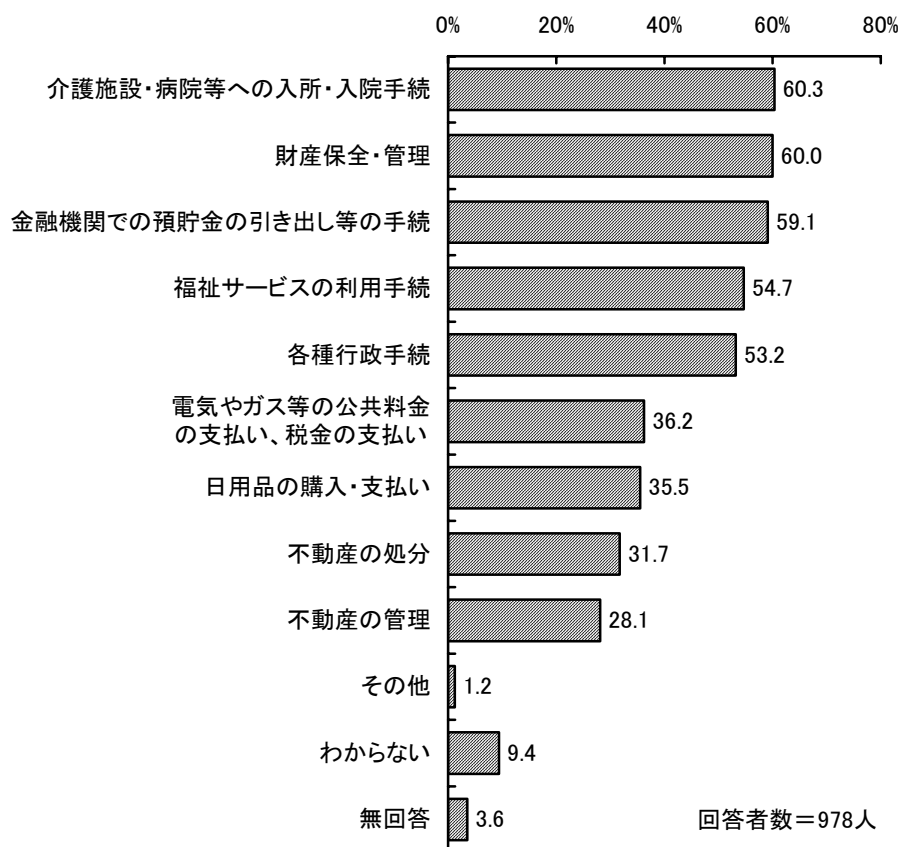
		回答者数(人)	家族・親族	公的機関(財団法人武蔵野市福祉公社等)	弁護士・司法書士・社会福祉士の専門家	友人・知人	民生委員など身近な地域の人	その他	わからない	後見人等をお願いできそうな人(お願いしたい人)はいない	無回答
全体		978	83.2	38.5	26.6	8.9	4.4	0.3	4.2	0.9	1.9
男女別	男性	484	83.9	38.8	30.2	9.1	5.4	0.4	3.9	1.0	1.7
	女性	473	82.7	38.3	22.8	8.0	3.4	0.2	4.2	0.8	2.3
年齢別	50～64歳	448	80.1	38.8	35.0	10.0	4.7	0.2	5.4	1.1	1.1
	65～74歳	301	85.0	40.5	20.3	8.3	4.7	0.0	4.0	1.0	2.7
	75～84歳	168	87.5	34.5	17.9	5.4	3.0	0.6	1.2	0.0	3.0
	85歳以上	36	91.7	41.7	11.1	5.6	5.6	2.8	0.0	2.8	2.8
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	147	68.0	34.7	17.0	15.6	5.4	0.7	7.5	1.4	2.7
	夫婦ふたり暮らし世帯	316	84.5	43.4	25.9	7.3	5.1	0.3	3.5	0.9	1.9
	二世帯世帯	109	84.4	44.0	27.5	8.3	1.8	0.0	2.8	0.9	0.9
	三世帯以上の世帯	343	89.2	35.6	32.4	7.3	4.4	0.3	3.2	0.9	1.7
	その他の世帯(施設等への入所を含む)	41	78.0	34.1	14.6	12.2	2.4	0.0	2.4	0.0	2.4

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「家族・親族」に後見人等をお願いしたいといった割合がもっとも高いが、50～64歳では「弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家」が3割台、「友人・知人」が1割となっており、これらの割合は、他の年齢層に比べ高くなっている。第三者後見ではなく、家族・親族が後見人に就任する場合も、後見事務をバックアップする機関を存置する必要がある。現在は、福祉公社権利擁護センターが担っているが、広くあまねく、市内の福祉機関やケアマネジャーなどもその素養を身につけるよう、研修などの方途を整えていくことが重要である。

(4)利用したい成年後見制度等の支援（問19）

問 成年後見制度等における下記の支援内容のうち、あなた(ご本人)が利用している・したいと思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-41 利用したい成年後見制度等の支援(複数回答)



問 17 で「既に利用している」「今すぐ利用したい」「必要になれば、利用したい」「将来的には利用することも考えられる」と回答した人に、利用したい成年後見制度等の支援をたずねた。

具体的な支援内容としては、「介護施設・病院等への入所・入院手続」「財産保全・管理」が6割台、「金融機関での預貯金の引き出し等の手続」「福祉サービスの利用手続」「各種行政手続」が5割台からあげられている。

上記の支援内容のうち、権利擁護事業でまかなえるものだけでなく、成年後見制度を利用しなければ充足できない生活ニーズについても、市民の理解・学習を深める必要がある。

図表 2-42 男女・年齢・世帯形態・要支援・要介護認定状況・障害者手帳の所持状況
× 利用したい成年後見制度等の支援

		回答者数(人)	介護施設・病院等への入所・入院手続	財産保全・管理	金融機関での預貯金の引き出し等の手続	福祉サービスの利用手続	各種行政手続	電気やガス等の公共料金の支払い、税金の支払い	日用品の購入・支払い	不動産の処分	不動産の管理	その他	わからない	無回答
全体		978	60.3	60.0	59.1	54.7	53.2	36.2	35.5	31.7	28.1	1.2	9.4	3.6
男女別	男性	484	57.4	67.1	61.0	49.6	55.6	38.0	33.7	34.7	32.6	1.7	6.2	4.1
	女性	473	63.2	53.1	56.9	59.4	51.0	34.7	36.8	29.0	23.5	0.8	12.5	3.2
年齢別	50～64歳	448	60.9	67.6	61.6	57.6	61.2	40.4	36.2	37.5	31.9	1.3	8.9	2.0
	65～74歳	301	61.1	53.8	55.8	52.5	47.8	32.6	34.6	27.9	26.6	1.0	10.0	5.6
	75～84歳	168	55.4	55.4	56.5	50.6	42.9	31.0	31.5	25.0	22.6	1.2	9.5	4.2
	85歳以上	36	72.2	55.6	69.4	58.3	55.6	41.7	52.8	30.6	25.0	2.8	2.8	5.6
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	147	57.1	47.6	49.7	51.7	47.6	35.4	36.1	27.2	17.0	2.0	14.3	3.4
	夫婦ふたり暮らし世帯	316	64.2	62.3	61.1	59.5	55.7	36.1	35.4	34.2	29.7	1.3	9.2	3.2
	二世帯世帯	109	64.2	61.5	64.2	61.5	53.2	33.9	34.9	28.4	29.4	1.8	5.5	2.8
	三世帯以上の世帯	343	57.4	65.9	61.2	52.2	55.1	39.1	36.4	35.0	32.1	0.6	8.2	4.4
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	41	58.5	46.3	46.3	36.6	39.0	24.4	26.8	17.1	17.1	2.4	12.2	2.4
要支援・要介護認定状況別	認定されていない	881	60.0	60.0	57.9	54.8	53.1	35.9	34.7	32.7	28.1	1.4	9.4	3.5
	認定されている	80	62.5	62.5	70.0	52.5	55.0	41.3	42.5	22.5	30.0	0.0	6.3	5.0
障害者手帳の所持状況別	障害者手帳は持っていない	882	61.5	61.5	59.9	55.0	54.2	37.1	36.3	32.8	29.0	1.1	9.0	3.2
	障害者手帳を持っている	46	50.0	47.8	50.0	50.0	43.5	30.4	26.1	28.3	28.3	2.2	8.7	8.7

利用したい成年後見制度等の支援の第1位を年齢別にみると、50～64歳では「財産保全・管理」、65～74歳では「介護施設・病院等への入所・入院手続」、75～84歳では「金融機関での預貯金の引き出し等の手続」、85歳以上では「介護施設・病院等への入所・入院手続」となっている。

介護保険における要支援・要介護認定状況別にみると、要支援あるいは要介護と認定されている人において、「金融機関での預貯金の引き出し等の手続」「介護施設・病院等への入所・入院手続」「財産保全・管理」「各種行政手続」「日用品の購入・支払い」「電気やガス等の公共料金の支払い、税金の支払い」「不動産の管理」を求める割合が、認定されていない人の割合を上回っている。

障害者手帳の所持状況別にみると、いずれの支援においても、障害者手帳を持っていない人の割合が、障害者手帳を持っている人の割合を上回っている。

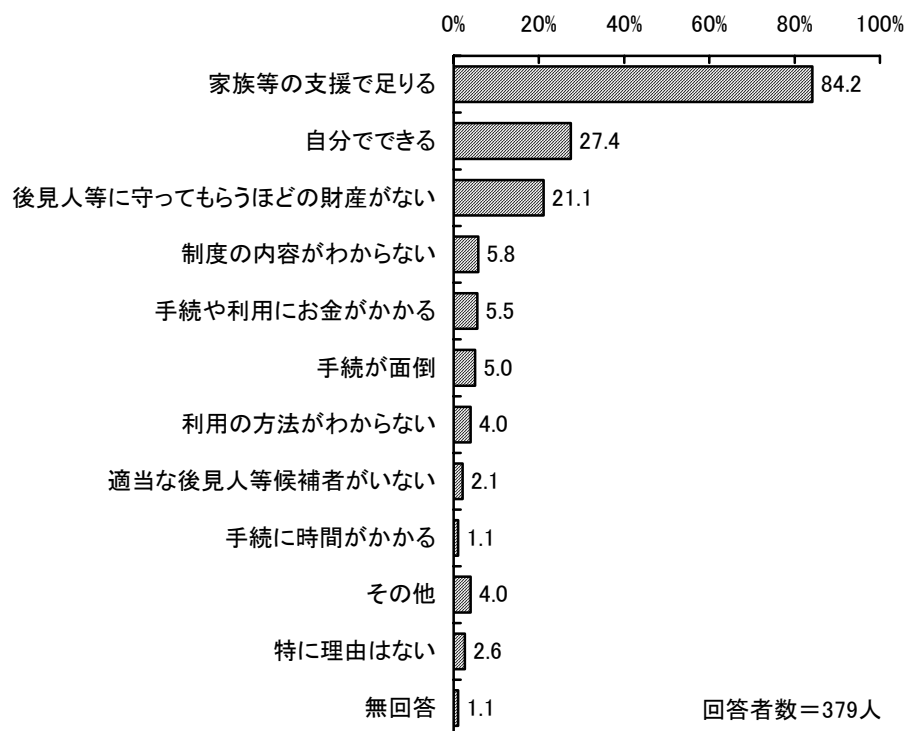
図表 2-43 利用したい成年後見制度等の支援(上位 5 位表)

		第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
男女別	男性	財産保全・管理 67.1	金融機関での手続 61.0	施設等への入所手続 57.4	各種行政手続 55.6	福祉サービスの利用手続 49.6
	女性	施設等への入所手続 63.2	福祉サービスの利用手続 59.4	金融機関での手続 56.9	財産保全・管理 53.1	各種行政手続 51.0
年齢別	50～64 歳	財産保全・管理 67.6	金融機関での手続 61.6	各種行政手続 61.2	施設等への入所手続 60.9	福祉サービスの利用手続 57.6
	65～74 歳	施設等への入所手続 61.1	金融機関での手続 55.8	財産保全・管理 53.8	福祉サービスの利用手続 52.5	各種行政手続 47.8
	75～84 歳	金融機関での手続 56.5	施設等への入所手続、財産保全・管理 55.4		福祉サービスの利用手続 50.6	各種行政手続 42.9
	85 歳以上	施設等への入所手続 72.2	金融機関での手続 69.4	福祉サービスの利用手続 58.3	財産保全・管理、各種行政手続 55.6	
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	施設等への入所手続 57.1	福祉サービスの利用手続 51.7	金融機関での手続 49.7	財産保全・管理、各種行政手続 47.6	
	夫婦ふたり暮らし世帯	施設等への入所手続 64.2	財産保全・管理 62.3	金融機関での手続 61.1	福祉サービスの利用手続 59.5	各種行政手続 55.7
	二世帯世帯	施設等への入所手続、金融機関での手続 64.2		財産保全・管理、福祉サービスの利用手続 61.5	各種行政手続 53.2	
	三世帯以上の世帯	財産保全・管理 65.9	金融機関での手続 61.2	施設等への入所手続 57.4	各種行政手続 55.1	福祉サービスの利用手続 52.2
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	施設等への入所手続 58.5	財産保全・管理、金融機関での手続 46.3		各種行政手続 39.0	福祉サービスの利用手続 36.6
要支援・要介護 認定状況別	認定されていない	施設等への入所手続、財産保全・管理 60.0		金融機関での手続 57.9	福祉サービスの利用手続 54.8	各種行政手続 53.1
	認定されている	金融機関での手続 70.0	施設等への入所手続、財産保全・管理 62.5		各種行政手続 55.0	福祉サービスの利用手続 52.5
障害者手帳の 所持状況別	障害者手帳は 持っていない	施設等への入所手続、財産保全・管理 61.5		金融機関での手続 59.9	福祉サービスの利用手続 55.0	各種行政手続 54.2
	障害者手帳を 持っている	施設等への入所手続、金融機関での手続、福祉サービスの利用手続 50.0		財産保全・管理 47.8	各種行政手続 43.5	

(5) 成年後見制度を利用しない理由 (問20)

問 利用を考えていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-44 成年後見制度を利用しない理由(複数回答)



問 17 で成年後見制度の「利用は考えていない」と回答した人に、利用を考えていない理由をたずねた。

「家族等の支援で足りる」が 84.2%でもっとも高い理由である。次いで、「自分ができる」「後見人等に守ってもらうほどの財産がない」が 2 割台で続いている。

しかし、加齢に伴う心身の衰えに備え、準備しておくことの重要性を啓発することが必要である。

図表 2-45 男女・年齢・世帯形態×成年後見制度を利用しない理由

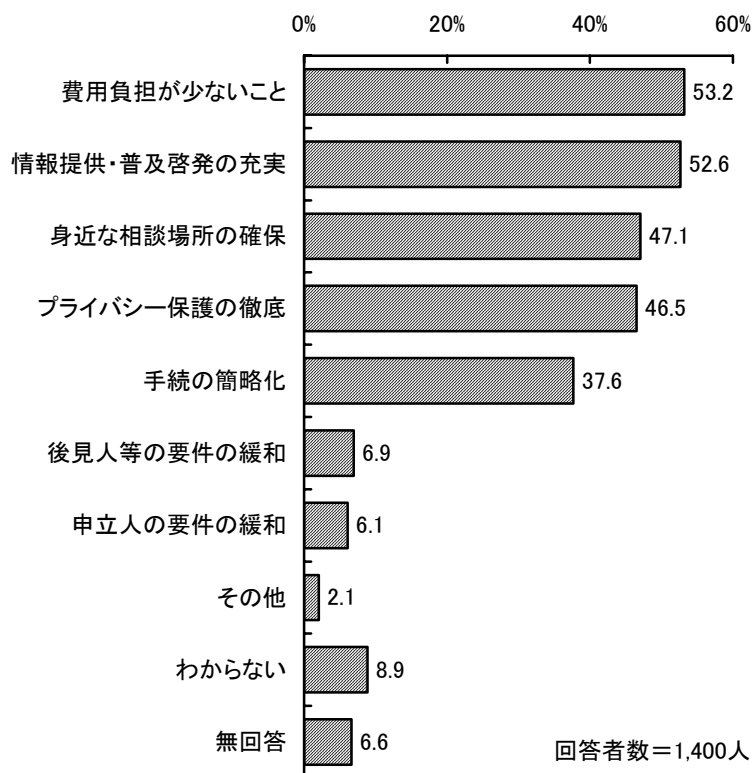
		回答者数(人)	家族等の支援で足りる	自分でできる	後見人等に守ってもらうほどの財産がない	制度の内容がわからない	手続や利用にお金がかかる	手続が面倒	利用の方法がわからない	適当な後見人等候補者がいない	手続に時間がかかる	その他	特に理由はない	無回答
全体		379	84.2	27.4	21.1	5.8	5.5	5.0	4.0	2.1	1.1	4.0	2.6	1.1
男女別	男性	157	80.9	31.2	14.0	8.9	6.4	8.3	6.4	3.2	1.3	5.1	3.2	0.0
	女性	214	87.4	23.4	26.6	3.7	5.1	2.8	2.3	1.4	0.9	3.3	2.3	1.9
年齢別	50～64歳	130	82.3	20.8	21.5	10.0	11.5	10.8	6.2	3.1	2.3	7.7	3.1	0.8
	65～74歳	127	83.5	34.6	23.6	5.5	3.9	3.9	3.9	2.4	0.0	2.4	0.8	1.6
	75～84歳	93	84.9	26.9	18.3	2.2	1.1	0.0	1.1	1.1	1.1	2.2	5.4	1.1
	85歳以上	27	92.6	22.2	18.5	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	59	67.8	27.1	39.0	3.4	6.8	3.4	1.7	1.7	0.0	3.4	6.8	1.7
	夫婦ふたり暮らし世帯	123	87.0	27.6	18.7	7.3	3.3	3.3	5.7	2.4	0.8	1.6	3.3	0.8
	二世帯世帯	40	87.5	25.0	25.0	2.5	10.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	2.5
	三世帯以上の世帯	143	86.7	27.3	16.8	7.0	6.3	9.1	4.9	1.4	1.4	7.7	1.4	0.7
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	12	91.7	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0

成年後見制度を利用しない理由を年齢別にみると、いずれの年齢層においても「家族等の支援で足りる」「自分でできる」「後見人等に守ってもらうほどの財産がない」が上位3位となっている。このほか、50～64歳では、「手続や利用にお金がかかる」「手続が面倒」「制度の内容がわからない」といった回答が1割を超えており、他の年齢層に比べ高くなっている。

(6) 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと（問21）

問 あなた(ご本人)は、成年後見制度を利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思われますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2-46 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと(複数回答)



成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、5割以上からあげられた回答は、「費用負担が少ないこと」「情報提供・普及啓発の充実」である。次いで、「身近な相談場所の確保」「プライバシー保護の徹底」が4割台で続く。

費用負担の軽減策の創設や情報提供等の充実を求める意見が上位にあげられている。

図表 2-47 男女・年齢・世帯形態×成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

		回答者数(人)	費用負担が少ないこと	情報提供・普及啓発の充実	身近な相談場所の確保	プライバシー保護の徹底	手続の簡略化	後見人等の要件の緩和	申立人の要件の緩和	その他	わからない	無回答
全体		1,400	53.2	52.6	47.1	46.5	37.6	6.9	6.1	2.1	8.9	6.6
男女別	男性	654	50.6	59.3	47.2	41.9	34.1	7.5	7.6	2.8	8.0	5.2
	女性	715	55.5	46.3	47.1	51.0	41.0	6.6	4.6	1.4	9.9	7.7
年齢別	50～64 歳	583	58.5	62.1	51.8	55.4	38.8	8.7	7.4	2.9	6.7	1.7
	65～74 歳	439	52.6	48.3	43.5	42.6	40.3	5.9	5.2	2.1	10.0	6.2
	75～84 歳	280	45.7	42.1	43.9	36.1	33.6	5.4	5.0	0.7	11.1	15.4
	85 歳以上	69	39.1	43.5	44.9	36.2	26.1	5.8	5.8	1.4	13.0	14.5
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	218	49.1	39.4	45.4	41.3	32.1	7.8	7.8	2.3	13.8	8.7
	夫婦ふたり暮らし世帯	450	53.3	53.8	50.7	48.2	38.0	6.7	7.1	2.4	7.8	5.8
	二世帯世帯	155	58.7	55.5	42.6	48.4	43.2	11.0	5.8	2.6	7.1	8.4
	三世帯以上の世帯	496	54.4	58.7	46.2	47.8	37.7	6.0	4.8	1.4	7.9	5.2
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	56	44.6	32.1	48.2	33.9	37.5	3.6	1.8	3.6	12.5	12.5

年齢別にみると、50～64 歳では「情報提供・普及啓発の充実」、65～84 歳では「費用負担が少ないこと」、85 歳以上では「身近な相談場所の確保」が成年後見制度を利用しやすくするために必要なことの第 1 位としてあげられている。

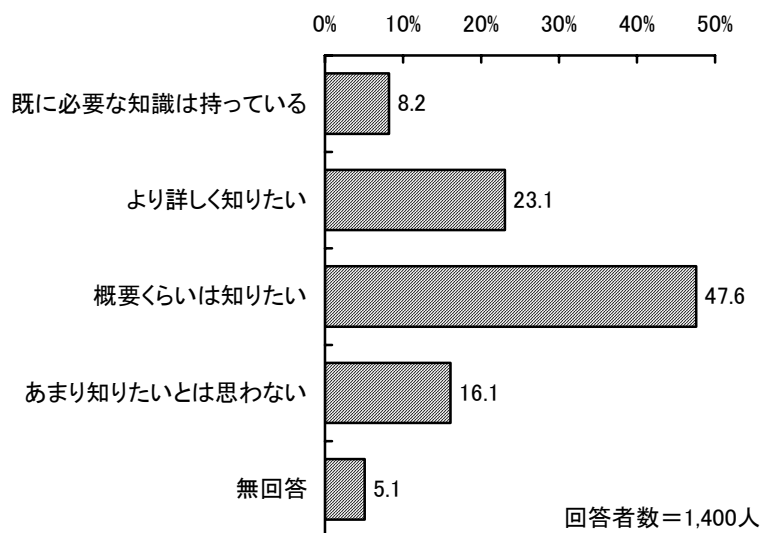
図表 2-48 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと(上位 5 位表)

		第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
男女別	男性	情報提供・普及啓発の充実 59.3	費用負担が少ないこと 50.6	身近な相談場所の確保 47.2	プライバシー保護の徹底 41.9	手続の簡略化 34.1
	女性	費用負担が少ないこと 55.5	プライバシー保護の徹底 51.0	身近な相談場所の確保 47.1	情報提供・普及啓発の充実 46.3	手続の簡略化 41.0
年齢別	50～64 歳	情報提供・普及啓発の充実 62.1	費用負担が少ないこと 58.5	プライバシー保護の徹底 55.4	身近な相談場所の確保 51.8	手続の簡略化 38.8
	65～74 歳	費用負担が少ないこと 52.6	情報提供・普及啓発の充実 48.3	身近な相談場所の確保 43.5	プライバシー保護の徹底 42.6	手続の簡略化 40.3
	75～84 歳	費用負担が少ないこと 45.7	身近な相談場所の確保 43.9	情報提供・普及啓発の充実 42.1	プライバシー保護の徹底 36.1	手続の簡略化 33.6
	85 歳以上	身近な相談場所の確保 44.9	情報提供・普及啓発の充実 43.5	費用負担が少ないこと 39.1	プライバシー保護の徹底 36.2	手続の簡略化 26.1
世帯形態別	ひとり暮らし世帯	費用負担が少ないこと 49.1	身近な相談場所の確保 45.4	プライバシー保護の徹底 41.3	情報提供・普及啓発の充実 39.4	手続の簡略化 32.1
	夫婦ふたり暮らし世帯	情報提供・普及啓発の充実 53.8	費用負担が少ないこと 53.3	身近な相談場所の確保 50.7	プライバシー保護の徹底 48.2	手続の簡略化 38.0
	二世帯世帯	費用負担が少ないこと 58.7	情報提供・普及啓発の充実 55.5	プライバシー保護の徹底 48.4	手続の簡略化 43.2	身近な相談場所の確保 42.6
	三世帯以上の世帯	情報提供・普及啓発の充実 58.7	費用負担が少ないこと 54.4	プライバシー保護の徹底 47.8	身近な相談場所の確保 46.2	手続の簡略化 37.7
	その他の世帯 (施設等への入所を含む)	身近な相談場所の確保 48.2	費用負担が少ないこと 44.6	手続の簡略化 37.5	プライバシー保護の徹底 33.9	情報提供・普及啓発の充実 32.1

(7) 成年後見制度に対する関心 (問22)

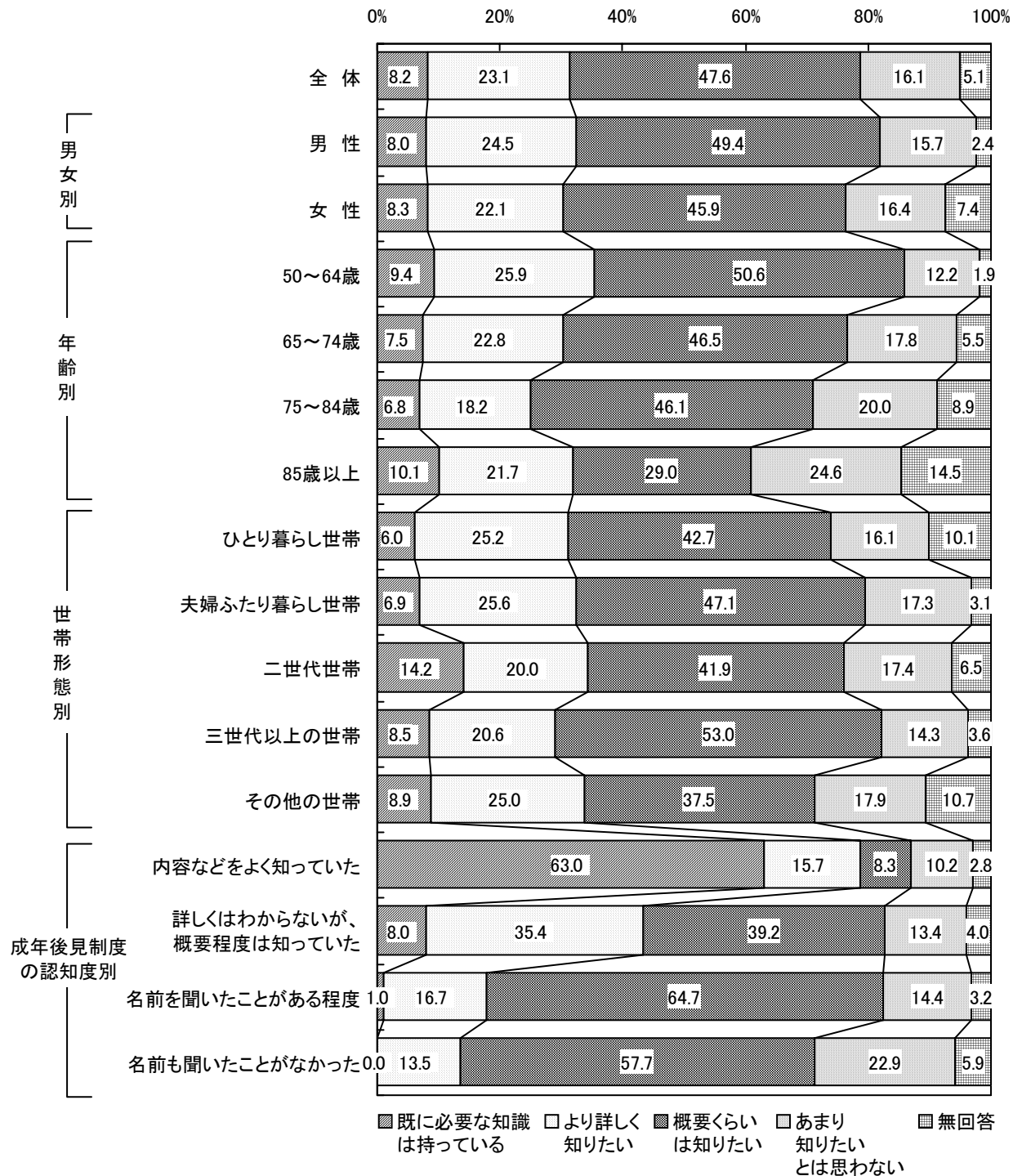
問 あなた(ご本人)は、成年後見制度についてもっと詳しく知りたいと思われますか。
(もっとも近い意見1つに○)

図表 2-49 成年後見制度に対する関心(単数回答)



成年後見制度についてもっと詳しく知りたいかたずねたところ、「概要くらいは知りたい」47.6%がもっとも高く、次いで、「より詳しく知りたい」が23.1%で続く。一方、「あまり知りたいとは思わない」人は16.1%となっている。

図表 2-50 男女・年齢・世帯形態・成年後見制度の認知度×成年後見制度に対する関心



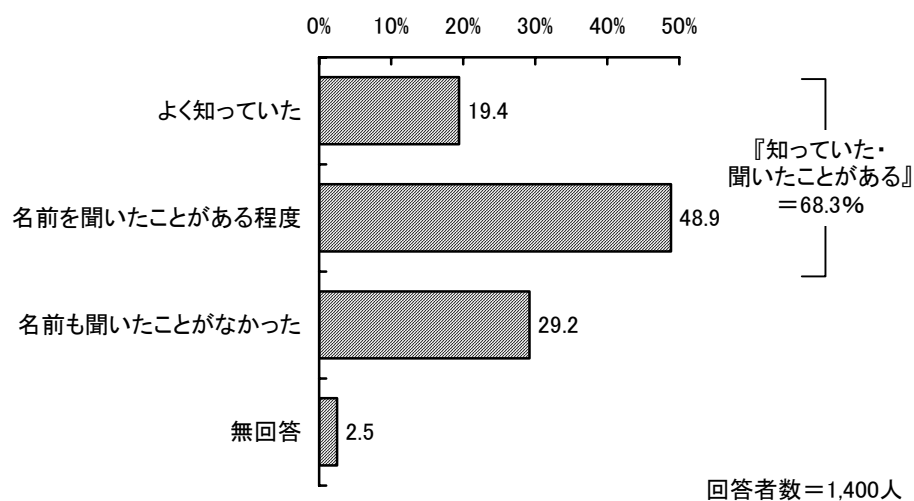
成年後見制度の認知度別にみると、成年後見制度を「より詳しく知りたい」割合は、詳しくはわからないが、概要程度は知っていた人では35.4%、内容などをよく知っていた人、名前を聞いたことがある程度の人、名前も聞いたことがなかった人では13~16%台となっている。

7. 武蔵野市福祉公社について

(1) 武蔵野市福祉公社の認知度（問23）

問 武蔵野市福祉公社では、成年後見制度利用援助・福祉サービス利用援助・金銭管理・財産保全等の「権利擁護事業」を行っています。
あなた(ご本人)は、武蔵野市福祉公社をご存知でしたか。(1つに○)

図表 2-51 武蔵野市福祉公社の認知度(単数回答)

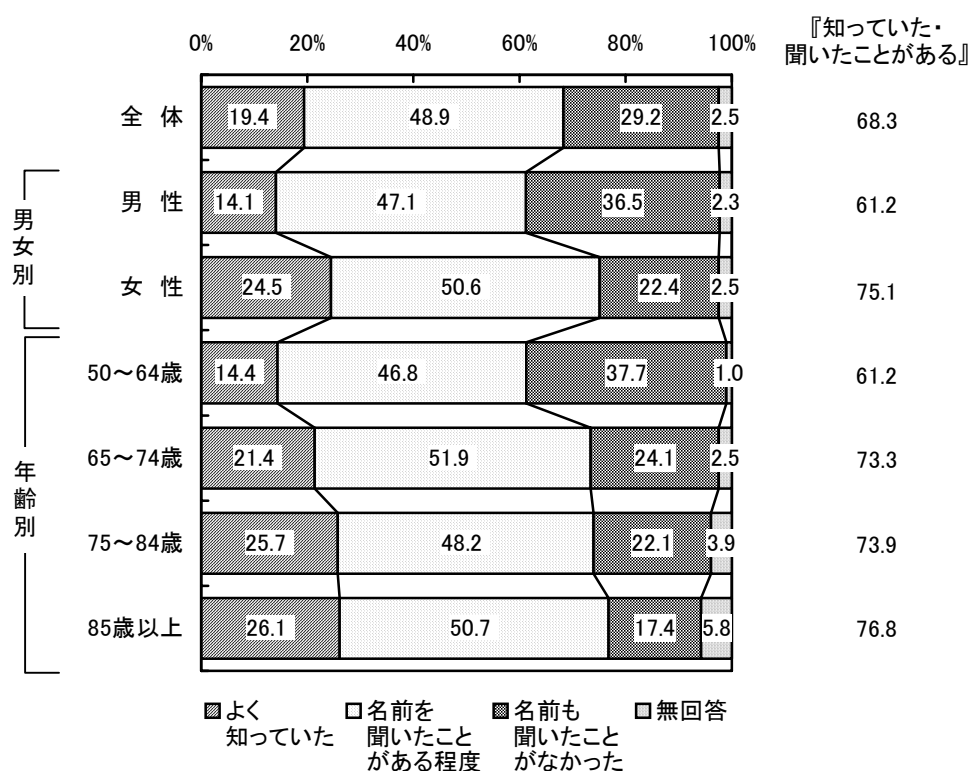


※『知っていた・聞いたことがある』 = 「よく知っていた」 + 「名前を聞いたことがある程度」

武蔵野市福祉公社を『知っていた・聞いたことがある』割合は、68.3%である。そのうち、「よく知っていた」は19.4%、48.9%は「名前を聞いたことがある程度」である。

一方、「名前も聞いたことがなかった」とする回答は29.2%となっている。

図表 2-52 男女・年齢×武蔵野市福祉公社の認知度



※『知っていた・聞いたことがある』＝「よく知っていた」＋「名前を聞いたことがある程度」

男女別にみると、男性に比べ、女性において武蔵野市福祉公社を『知っていた・聞いたことがある』割合が高くなっている。

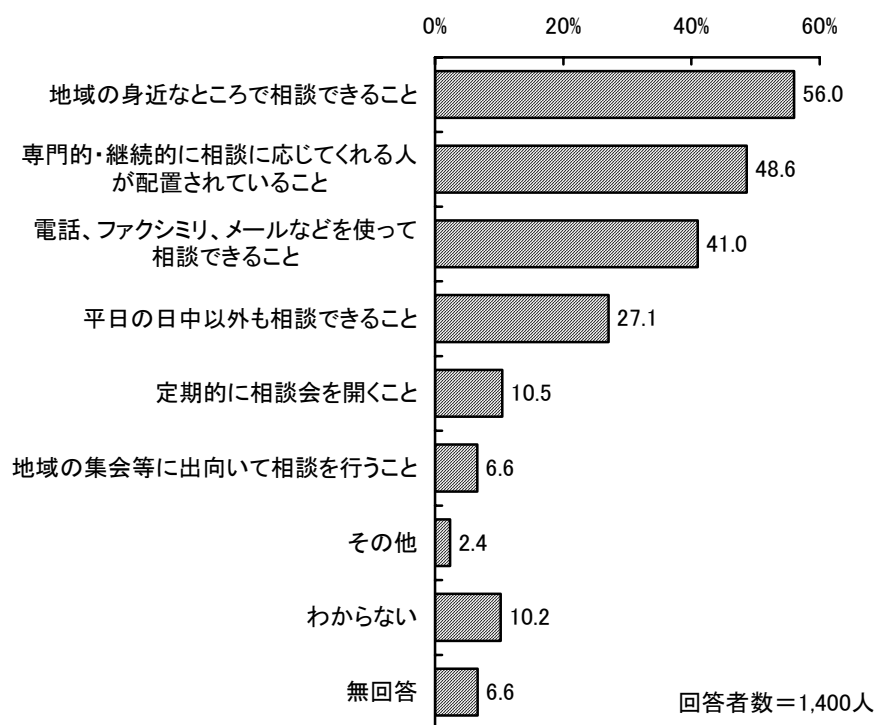
年齢別では、年齢が高いほど『知っていた・聞いたことがある』割合が高い。

(2) 相談体制充実に必要なこと（問24）

問 あなた(ご本人)は、武蔵野市福祉公社において「権利擁護事業」の相談体制を利用しやすいものにするためには、どのようなことが必要だと思われますか。

(あてはまるものすべてに○)

図表 2-53 相談体制充実に必要なこと(複数回答)



「権利擁護事業」の相談体制を利用しやすいものにするために必要なことは、「地域の身近なところで相談できること」56.0%がもっとも高く、次いで、「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」48.6%、「電話、ファクシミリ、メールなどを使って相談できること」41.0%、「平日の日中以外も相談できること」27.1%となっている。

「その他」では、「駅前相談所など、利用しやすい拠点づくり」や相談する相手が「信頼できること」等といった回答がよせられている。

身近な相談場所の設置や専門的な知識を持つ相談員の配置、多様な媒体を活用した相談体制の充実に求める意見が上位にあげられている。

図表 2-54 男女・年齢×相談体制充実に必要なこと

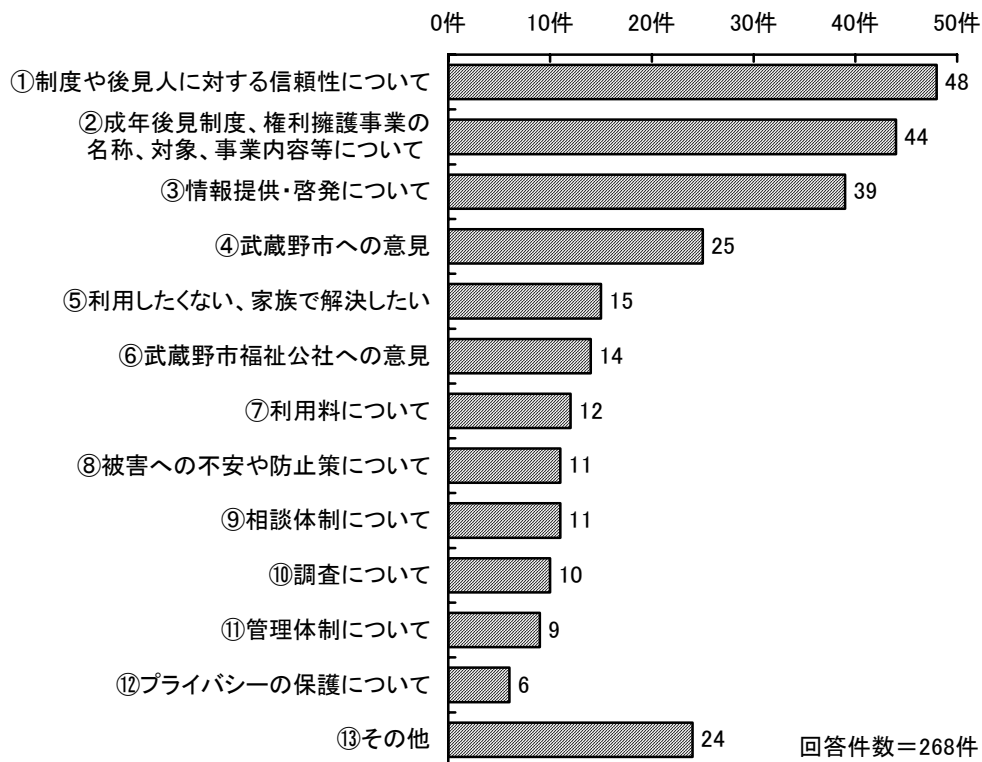
		回答者数(人)	地域の身近なところで相談できること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	電話、ファクシミリ、メールなどを使って相談できること	平日の日中以外も相談できること	定期的な相談会を開くこと	地域の集會等に出向いて相談を行うこと	その他	わからない	無回答
全体		1,400	56.0	48.6	41.0	27.1	10.5	6.6	2.4	10.2	6.6
男女別	男性	654	55.4	48.6	45.1	29.8	11.5	7.2	3.4	9.3	4.1
	女性	715	56.6	48.8	37.3	24.3	9.8	5.7	1.5	11.3	8.7
年齢別	50～64 歳	583	57.1	56.3	44.4	36.7	13.4	7.0	3.3	7.7	2.6
	65～74 歳	439	56.5	48.7	41.5	19.4	9.3	7.5	2.1	11.4	5.9
	75～84 歳	280	54.6	36.8	34.6	19.3	7.1	5.7	1.1	12.5	14.6
	85 歳以上	69	47.8	36.2	36.2	21.7	5.8	1.4	2.9	15.9	13.0

年齢別にみると、いずれの年齢層においても、相談体制充実に必要なことの上位 3 位として「地域の身近なところで相談できること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」「電話、ファクシミリ、メールなどを使って相談できること」があげられている。このほか、50～64 歳では、「平日の日中以外も相談できること」36.7%、「定期的な相談会を開くこと」13.4%が他の年齢層に比べ高くなっている。

8. 自由回答

◆ 成年後見制度、権利擁護事業等に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

図表 2-55 成年後見制度、権利擁護事業等に関する意見・要望



以下は、成年後見制度、権利擁護事業等に関する代表的な意見・要望を、原則、原文のまま掲載している。

①制度や後見人に対する信頼性について(48件)

- ・ 現在は家族も元気で必要ありませんが、一人暮らしの老人が多くなる中、淋しさにより、セールスマンから話しかけられる事が嬉しくて～というケースもあると思います。人間を絶対に信頼できる確信の元、利用できる制度をお願いしたいです。
- ・ 公的機関の関与があれば、より信頼性が高まるように思います。市民の身に立った制度が整えられれば心強いです。
- ・ 建前としての制度は良いが、「信頼性」に若干の不安を持っている。
- ・ 相談相手の信頼性を何によって担保にするべきかを明確にする（民生委員が利用者の財産を私有化した等の実例あり）。

- ・ 先日、新聞等で報道されていましたが、後見人の親族の人が被後見人の銀行預金等を勝手に使っていた～、こんな事が起こるのでは、この制度を信用出来ません。
- ・ この制度が悪用されることに一番の不安を感じます。
- ・ 現在すでにこの制度を利用している人の感想を聞きたい。認知症になった時、悪用されることはないか。悪用されない保証は？高齢者の生活環境を総体的に高めないと、この制度を利用するのは難しいのではないか？※地域の間人関係の信頼度をどう高めるかが大切だと思う。それが大前提では。
- ・ どこまで信用出来るか分からない（色々な不祥事が報じられているから）。
- ・ 数ヶ月前に後見人の不正行為の報道があったように記憶していますが、第一に後見人への信用です。信頼出来る後見人の確保が可能なのか不安です。
- ・ 認知症になれば、何かわからなくなるのだから、ほんとに信頼できるのか不安。
- ・ 身分、肩書、学歴に関係なく、地域で信頼されるサポーターを増やしていくこと。定年退職者やフリーターの人たちの中にも適材はいると思います。
- ・ 成年後見制度、権利擁護事業は専門家（弁護士、司法書士）にまかせるべきである。福祉公社より信用度が高い。
- ・ 若い人に本当に高年齢者の状況の把握ができるのですか。
- ・ この制度も親族が行うと不正が多いと聞きます。やはり公的な場をお願いするのが一番かと思えます。
- ・ 今は不自由でなくても、将来のことはわかりません。家族もだんだん少なくなっていくことでしょう。信頼、信用のおける親切な方がいらしてくれたら、身内でも、福祉関係の方でも良いと思います。
- ・ 制度の利用者は、平日・祝祭日は関係なく障害が起こる筈。そんな時対応してくれるスタッフこそ、後見人の付加価値。
- ・ 秘密厳守できる人。口の軽い人では困る。

②成年後見制度、権利擁護事業の名称、対象、事業内容等について(44件)

- ・ 制度、事業体等いかにもお役所的発想の名称で内容がわかりにくい。
- ・ 銀行に勤務していたので、制度を説明する立場でした。かつての準禁治産者のイメージや手続の面倒くさそうな点で、勧めてもあまり利用されないのが実情です。「成年後見人」という法律用語を使うより、親しみのある呼称を考えたらどうでしょう。
- ・ だまされたら、その犯人はつかまるだけで、財産は返ってこないなので、国が保証してくれる制度も一緒につくってほしい。
- ・ 特別の財産がない場合でも、日常の暮らしの中で、必要とする場合がある。要は、ひとり暮らしの貧乏人も、この制度の対象となるか？ということです。
- ・ 高齢社会の中で、高齢者やその家族が安心して生活できる制度として、大切な事業だと思います。今後も引き続き充実させて下さい。
- ・ 安心して老後を過ごすための一つの選択肢として、より多くの人々が気軽に利用できる制度になったらよいと思う。

- ・あくまで当人を守る体制を徹底してほしい。市の人選を含めて。
- ・まず行動のスタートが「申し立て」と非常に日常感覚と離れている。今後は任意後見制度の利用を希望する人が増加するものと思われる。特にこの制度をもっと身近なものにする改善を望む。
- ・生前預けていた、銀行、証券会社等に、公的な手続でいろいろな事（税金や支払い）をやることを命じる法律をつくってはどうか？

③情報提供・啓発について(39件)

- ・武蔵野市福祉公社の業務内容、信頼性について住民に情報をもっと知らせる必要がある。
- ・今回の調査で初めて、成年後見人に市がサポートしていることがわかりました。具体的な内容も含めて、60歳になった時点で、説明会とか、より詳しくして下さると有難いです。
- ・活動状況など市報、インターネットなどで広報されることを望みます。
- ・市報で詳しい情報を載せたら良いと思います。足腰の不自由な方は、聞きに行く事も大変だと思います。
- ・成年後見制度について、身近に話題に上る様に、啓発に努めていただきたい。
- ・わかりやすく、理解できるようにしてほしい。
- ・高齢社会の中で、しかも核家族化、少子化が進む現状では、今後この制度の必要度は拡大していくと思います。老いは、誰でも迎えることです。若いうちから受け入れられる様、周知、PR等を行うことが、今後大切なことと思います。
- ・民生委員などが連絡をとり合い、ひとり住まいの高齢者に内容を知らせることが大切です。難しいことですが、この辺がこれからの自治体の真価を発揮すべき重要施策ではないでしょうか。
- ・成年後見制度のPRのパンフレット等があると良いと思います。私は利用する財産等何もないのですが、知識として知っておくのはよいのではないかと思います。身近にその様な人がいた時に相談にのってあげられるのではと思いますので。
- ・具体的な内容が分かりません。必要になるまえに、知識を持っていなければ、利用できないのですから、いろいろな機会、場所、手段でPRしていき、より利用しやすい、又、安心して利用できる体制をつくって下さい。

④武蔵野市への意見(25件)

- ・税金を福祉充実のために使う割合を増やしてほしいと思います。
- ・福祉の問題は全ての人が通る道です。わかりやすく、透明性をもっと高めてほしい。行政は、むずかしくなりすぎて、高齢者にわかりにくくなりすぎています。もっと開かれた市政を。愛するふるさとになる様に。

- ・ 市役所のサービスにも見られる、職員の仕事の意識の不足や、不勉強、事勿れの態度に対する不信も、間接的に影響を受けると考えるので、長い目で公社を含めた質のレベルアップを行うべき。
- ・ 最近では役人でも悪い事をする人が居るので、保証がしっかりしている事と、役所は身内をかばって真実を明らかにしないので、その様な体質が改善されてからでないと、制度ばかり進めても後々に問題が残ると思う。
- ・ 本制度の充実も大切ですが、同時に、訪問販売・勧誘、電話勧誘販売を禁止・制限する条例の制定、その他物理的に市民を守る制度の制定を図るべきだと思う。市民と共に、知恵を結集して対処して行くことが、大切だと思う。

⑤利用したくない、家族で解決したい(15件)

- ・ 成年後見制度は利用したくない。
- ・ 人格的に問題のある司法書士が後見人をやっている実例を知ってますので、とても制度を利用する気になりません。
- ・ まだ必要とするような状況になっていないので、あまり考えていない。
- ・ こういう病気は、他人には知られたくない。なるべく家族内で（未成年の孫を除いて）解決したいと思います。
- ・ 自分には、子どもがおりますので、あらたまって成年後見制度などと言わなくても日ごろからあたたかい信頼関係（親子関係）を築いておきたいものです。

⑥武蔵野市福祉公社への意見(14件)

- ・ このアンケートは資産家の為のもので、資産のない老人世帯への公社の活動を望みたい。
- ・ 公社がしている事業を、もっと具体的な例を交えて広く知らしめた方が良いと思います。
- ・ 後見制度があることを知り、今のところは、年ですがお世話になることはないと思いますが、その時が来たら権利擁護センターに電話しようと思いました。
- ・ 福祉公社から、切りはなして考えてほしいと希望します。役所のOBの退職後の道であってはいけないと思うからです。民間を謳いながら、幹部はどこから来ていますか。予算はどこから来ますか。
- ・ 高齢社会に向けて、今後益々その重要性を増す。市民のセーフティーネットとして、福祉公社の発展と成年後見制度の活用で、安心の武蔵野市を築いて頂きたい。
- ・ 福祉公社の実態、殆ど知らない。よく寄付を呼びかけている事は知っていた。老人の待遇改善、権利擁護といわれても、色んな役所と重複して役割が判然としない。

⑦利用料について(12 件)

- ・ 制度を利用するときにかかる費用について、どういう場合にどの程度かかるのか、もっと詳しく説明してください。ただ「費用がかかります」だけではなしに。
- ・ いずれ任意後見制度を利用しようと考えているが、費用が高いため、実行に踏み切れない。公社は、どのように考えているのか示していただきたい。
- ・ これから先、自分がその様なことになった時、費用の負担が多い場合は、利用できない。負担が少なければ利用できると思う。今の年金だけでは、生活できない。
- ・ 成年後見制度を利用するには費用がかかるとのことですが、諸々の例でわかりやすく金額を知りたいと思います。

⑧被害への不安や防止策について(11 件)

- ・ 本人が認知症と自覚して、成年後見制度へと移行するのは無理がある。認知症と自覚する時は既にその能力が無い状態では？と懸念される。被害を阻止するためには、懸念のある人を日頃マークしておく必要がある。特にひとり暮らしの場合は親族へ知らせる事が必要。誰を誰が守るのか、制度以前の問題も重要と考える。
- ・ いつも、老人はだまされ、不動産を処分されたり、現金をおろされたりしている事が世の中多い。
- ・ 独りで生活しておりますので、日常不安をかかえて生活しております。
- ・ 認知症になった人の財産を横領する事件が絶えません。この事が最大の不安です。

⑨相談体制について(11 件)

- ・ その様な制度が気楽に相談できれば、殆ど老後の不安が解消される感じで大いに助かります（現在は何となく敷居が高い感じで、いき難いですが）。色々勉強していきたいと思います。
- ・ 家族、友人以外に法律に詳しい人に気軽に相談できるシステムがあればと思うことがよくある。
- ・ 窓口は一本化しておくべき、即ち市役所のみで良いのでは？

⑩調査について(10 件)

- ・ なぜ？このアンケートが必要なのか？この費用もバカにならないのでは？
- ・ 常々あまり勉強していないので、このような調査事項によっていろいろと勉強することになりました。必要に迫られないと無関心でいるようです。ありがとうございました。

⑪管理体制について(9件)

- ・ 後見人が信頼に足る人物であるかどうか、一番問題になると思う。後見人を含め、お年寄りの世話をする人々を監視する制度も必要だと思う。
- ・ 法定後見制度または任意後見制度等公的機関が行う制度であっても、二重三重のチェックをすることが必要です。専任監督人であっても、複数の目が事故を起こさぬ為には大切であると思います。依頼する方の安心、安全のために。
- ・ 制度の内部監査・外部監査を徹底し、その状況を開示する制度を確立し、将来も安心してお願いできるようにしていただきたい。

⑫プライバシーの保護について(6件)

- ・ プライバシーが確実に守られる様、徹底されたい。
- ・ 民生委員などの制度があることは知っているが、プライバシーが守られていないのが現状です。現実に第三者が民生委員に依頼されて、来たりしています。誰が任命するのか、不安です。

⑬その他(24件)

- ・ 今元気なので実感がないが、今後当事者になれば家族だけでは、不足部分が出て来ると思う。
- ・ 今後の問題として充分考えなければならないと思います。切迫した状況になる前に、提供されているいろいろな制度について、知っておかなければと思いました。
- ・ 利用するかどうかは考えた事もないので実感がわかなかった。今後、友人との雑談にもとり入れたい。

9. 「武蔵野市成年後見制度に関する意識調査」結果のまとめ

①成年後見制度の認知度は69.4%(40～41 頁)

- ・ 50 歳以上を対象とした本調査回答者の 69.4%は、成年後見制度を『知っていた・聞いたことがある』と回答している。
- ・ 『知っていた・聞いたことがある』と回答した 69.4%の内訳は、高い割合の順に「詳しくはわからないが、概要程度は知っていた」39.4%、「名前を聞いたことがある程度」22.3%であり、もっとも低い割合となった選択肢は、「内容などをよく知っていた」の7.7%である。
- ・ 『知っていた・聞いたことがある』という回答は7割弱に達するものの、内容まで理解している人の割合は1割を下回ることが明らかになった。
- ・ 認知度に、男女の差は顕著にはみられない反面、年齢別にみた場合、年齢が低い層において認知度が高い傾向がみられた。
- ・ 74 歳以下の年齢層においては7割強が『知っていた・聞いたことがある』と回答し、50～64 歳では約1割にあたる9.3%が「内容などをよく知っていた」と回答している。

②調査回答者の69.5%が、成年後見制度利用の意向を示す(42～45 頁)

- ・ 回答者の7割弱にあたる69.5%は、成年後見制度を『利用したい・利用することも考えられる』と回答している。
- ・ 『利用したい・利用することも考えられる』という回答の内訳は、「将来的には利用することも考えられる」37.1%、「必要になれば、利用したい」32.0%であるなど、いずれも“将来”に向けた利用意向が高い割合となった。

③男性、64 歳以下及び 75～84 歳に、成年後見制度の利用意向が高くみられる

- ・ 成年後見制度の利用意向については、女性よりも男性に利用意向が高くみられた。将来を含めた『利用したい・利用することも考えられる』という回答は、女性が65.9%であるのに対し、男性は7.8ポイント高い73.7%となっている。
- ・ 年齢別にみた場合、年齢が低いほど『利用したい・利用することも考えられる』という回答の割合が高いことがわかった。50～64 歳においては、『利用したい・利用することも考えられる』という回答が76.5%であり、この年齢層の利用意向は他の年齢層の意向を大きく上回り、特に「将来的には利用することも考えられる」と将来の利用を意識した回答が43.6%と高くなっている。
- ・ また、75～84 歳では、「今すぐ利用したい」や「必要になれば、利用したい」など、近々の利用を考えている割合が他の年齢層に比べて高いことが特徴となっている。

④「今すぐ利用したい」と考えている調査回答者は 0.4%、5 人

- ・ 成年後見制度を「既にご利用している」と回答した人は、0.4%（5人）であった。
- ・ また、利用意向の多くは“将来”に向けた意向であったものの、一方では「今すぐ利用したい」という意向を示す人も、0.4%（5人）みられた。
- ・ 「今すぐ利用したい」という意向を示す5人の属性をまとめた下表をみると、世帯形態は二世帯世帯が2人、夫婦ふたり暮らし世帯が2人、ひとり暮らし世帯が1人である。もっとも年齢の低いケース1、もっとも年齢の高いケース5については、要介護等と認定されている状況にある。
- ・ 利用意向があるにもかかわらず、成年後見制度の「名前も聞いたことがなかった」と回答した人は5人のうち2人みられる結果となった。

図表 2-56 成年後見制度を「今すぐ利用したい」と回答した調査回答者の属性

	世帯形態 (問 4)	要介護度や 障害者手帳 (問 6、問 7)	成年後見制度 の認知度 (問 16)	利用したい支援 (問 19)	利用しやすくするために 必要なこと(問 21)	福祉公社 認知度 (問 23)
ケース 1 男性 57 歳	二世帯世帯	・要介護等と認定 されている ・障害者手帳は 持っていない	内容などを よく知っていた	・金融機関での預貯金の 引き出し等の手続	・身近な相談場所の確保	よく知って いた
ケース 2 女性 63 歳	二世帯世帯	・要介護等と認定 されていない ・障害者手帳は 持っていない	内容などを よく知っていた	・金融機関での預貯金の 引き出し等の手続 ・財産保全・管理 ・不動産の処分 ・不動産の管理 等	・情報提供・普及啓発の充実 ・身近な相談場所の確保 ・費用負担が少ないこと ・プライバシー保護の徹底 等	よく知って いた
ケース 3 男性 79 歳	夫婦ふたり 暮らし世帯	・要介護等と認定 されていない ・障害者手帳は 持っていない	名前も聞いた ことがなかった	・金融機関での預貯金の 引き出し等の手続 ・財産保全・管理	・身近な相談場所の確保 ・費用負担が少ないこと ・手続の簡略化	名前を聞いた ことがある 程度
ケース 4 男性 81 歳	夫婦ふたり 暮らし世帯	・要介護等と認定 されていない ・障害者手帳は 持っていない	名前も聞いた ことがなかった	・金融機関での預貯金の 引き出し等の手続 ・不動産の管理 ・日用品の購入・支払い ・電気やガス等の公共料金 の支払い、税金の支払い 等	・身近な相談場所の確保 ・費用負担が少ないこと ・手続の簡略化	名前を聞いた ことがある 程度
ケース 5 女性 82 歳	ひとり暮らし 世帯	・要介護等と認定 されている ・障害者手帳は 持っていない	名前を聞いた ことがある程度	・金融機関での預貯金の 引き出し等の手続 ・財産保全・管理 ・不動産の管理 ・日用品の購入・支払い 等	・身近な相談場所の確保 ・費用負担が少ないこと ・手続の簡略化	名前も聞いた ことがな かった

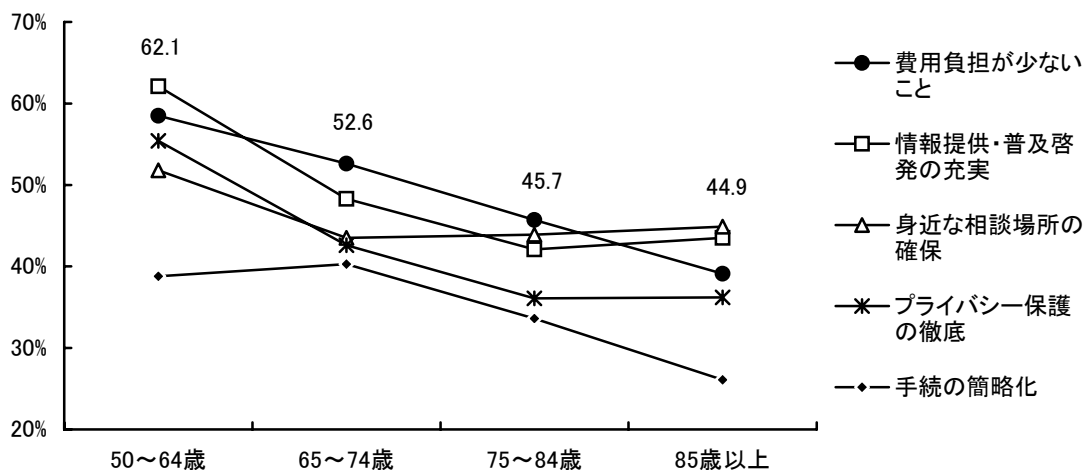
⑤64 歳以下では「財産保全・管理」、85 歳以上では「介護施設・病院等への入所・入院手続」の利用を希望(48～51 頁)

- ・ 希望する具体的な支援としては、「介護施設・病院等への入所・入院手続」「財産保全・管理」「金融機関での預貯金の引き出し等の手続」が上位 3 位である。
- ・ 一方、「不動産の処分」や「不動産の管理」などの不動産を取り巻く支援についても、2～3 割が支援を期待している結果となった。
- ・ 年齢別にみると、50～64 歳では「財産保全・管理」、85 歳以上になると「介護施設・病院等への入所・入院手続」に対する期待が大きい。

⑥64 歳以下は「情報提供・普及啓発の充実」、65～84 歳は「費用負担が少ないこと」、85 歳以上は「身近な相談場所の確保」(54～56 頁)

- ・ 成年後見制度を利用しやすくするために必要と考えることについては、年齢による違いがみられた。
- ・ 50～64 歳は「情報提供・普及啓発の充実」、65～84 歳は「費用負担が少ないこと」、85 歳以上は「身近な相談場所の確保」がそれぞれ、充実に必要なことの第 1 位となっている。
- ・ また、年齢の低い 50～64 歳では、「プライバシー保護の徹底」について、55.4%が充実を希望し、他の年齢層に比べてプライバシー保護に対する希望が高いことがわかった。

図表 2-57 年齢別にみた成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと(上位 5 位)



資料編

武蔵野市成年後見制度 に関する意識調査 調査票

成年後見制度に関する意識調査

【 ご回答にあたってのお願い 】

1. 本調査票は、基本的にあて名のご本人に記入していただきますが、ご本人の回答がむずかしい場合は、ご家族などがご本人の立場に立って、代筆するなどして回答してかまいません。
2. (1つに○) (あてはまるものすべてに○) などにしたがって、回答してください。
3. ご記入いただいたこの調査票は、11月22日(水) [当日消印可]までに同封の返信用封筒でご返送ください(切手は不要です。封筒に差出人のお名前を記入する必要もありません)。

【 調査に関するお問い合わせ 】

武蔵野市 福祉保健部 生活福祉課 総務係

住 所：〒180-8777 武蔵野市緑町二丁目2番28号

電 話：0422(60)1848、ファックス：0422(51)9214

財団法人 武蔵野市福祉公社 権利擁護センター

住 所：〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町四丁目10番10号

電 話：0422(23)1165、ファックス：0422(23)1164

※ここから質問が始まります。

★あなた(ご本人)の状況についてうかがいます。

問1 この調査に回答される方をお答えください。(1つに○)

1. ご本人が回答
2. 家族など、ご本人以外が回答

問2 あなた(ご本人)の性別と、平成18年10月1日現在の年齢をお答えください。

(1つに○)

1. 男性	満 () 歳	※年齢を記入してください
2. 女性		

問3 あなた(ご本人)の現在の職業をお答えください。(1つに○)

1. 自営業・家族従業員
2. 常勤の勤め人
3. 非常勤、パート・アルバイト・内職
4. 専業主婦(主夫)
5. 無職
6. その他 ()

問4 あなた(ご本人)が同居しているご家族(ご本人からみた続柄)と家族の人数をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

同居しているご家族 (ご本人からみた続柄に○)	家族数
1. ひとり暮らし 2. 配偶者 3. 父親 4. 母親 5. 兄弟姉妹 6. 兄弟姉妹の配偶者 7. 子ども 8. 子どもの配偶者 9. 孫 10. 孫の配偶者 11. 祖父 12. 祖母 13. その他 ()	同居している 家族数は、 あなたを含めて () 人

問5 あなた(ご本人)の現在のお住まいについてお答えください。(1つに○)

1. 持ち家の一戸建て
2. 賃貸の一戸建て
3. 分譲マンション(公団・公社含む)
4. 賃貸のアパート・マンション
5. 賃貸の公団・公社・公営住宅
6. 社宅・公務員宿舎・家族寮・独身寮
7. 間借り・住み込み
8. 施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院など)
9. その他()

問6 あなた(ご本人)は、介護保険において要支援あるいは要介護と認定されていますか。
(1つに○)

1. 認定されていない
2. 認定されている

問7 あなた(ご本人)は、障害者手帳を持っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 障害者手帳は持っていない
2. 身体障害者手帳を持っている
3. 愛の手帳(療育手帳)を持っている
4. 精神障害者保健福祉手帳を持っている

★日常生活についてうかがいます。

問 8 あなた(ご本人)は、身のまわりのことで困ったことがある場合、どなた(どこ)に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族・親族
2. 友人・知人
3. 専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士等)
4. 民生委員
5. 市役所
6. 財団法人 武蔵野市福祉公社
7. 在宅介護支援センター・地域包括支援センター等の専門機関
8. 福祉サービス事業者
9. その他 ()
10. 相談相手はいない
11. 相談はしない・必要ない

問 9 あなた(ご本人)は、福祉に関する知識・情報をどなた(どこ)から得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族・親族
2. 友人・知人
3. 専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士等)
4. 民生委員
5. 市役所
6. 市報やパンフレット等
7. 財団法人 武蔵野市福祉公社
8. 在宅介護支援センター・地域包括支援センター等の専門機関
9. 福祉サービス事業者
10. インターネット
11. テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等
12. その他 ()
13. 情報を得ていない・必要ない・わからない

問 10 あなた(ご本人)は、過去 3 年くらいの中に、強引な訪問販売等やリフォームの詐欺等の被害を受けたことがありますか。(1つに○)

1. ある
2. 被害を受けた(契約した)が、クーリングオフ制度(※)を利用してキャンセルした
3. 被害を受けそうになったが、未然に防いだ(契約しなかった)
4. ない

※「クーリングオフ制度」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引について、消費者に一定期間の熟慮期間を与え、その期間内であれば、一方的に申し込みの撤回または契約を解除することを認める制度のことです。

問 11 あなた(ご本人)は、強引な訪問販売等やリフォームの詐欺、振り込め詐欺等の被害を受けることに対して不安を感じていますか。(1つに○)

1. 非常に不安を感じている
2. ある程度不安を感じている
3. あまり不安を感じていない
4. まったく不安を感じていない

問 12 あなた(ご本人)は、現在、通帳・印鑑・現金等の管理をどのように行っていますか。
(主なもの1つに○)

1. 自分で管理している
2. 家族・親族が管理している
3. 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が管理している
4. 公的機関(財団法人 武蔵野市福祉公社等)が管理している
5. その他 ()

問 13 あなた(ご本人)は、現在、通帳・印鑑・現金等の管理や福祉サービスの利用申請等について困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 困っていることはない
2. 通帳・印鑑・現金等をたびたび紛失する
3. 体が不自由等の理由で、金融機関に行くことができない
4. 自分の財産を他人が使ってしまう
5. 家族等が金銭等を管理しているため、自分で使いたいときに使えない
6. 金融機関での手続の方法がわからない
7. 金銭管理について相談できる人がいない
8. 福祉サービスの申請・手続の方法がわからない
9. 福祉サービスの利用申請や契約等について、相談できる人がいない
10. その他 ()

問 14 あなた(ご本人)は、どのような状態のときに、通帳・印鑑・現金等の管理や福祉サービスの利用申請等に対する支援が必要になると考えますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 自分が病気になったとき、なる不安を感じたとき
2. 自分が認知症(※)になったとき、物忘れに気づいたとき
3. 家族・親族がいなくなったとき
4. ひとり暮らしになったとき
5. 身近に相談できる人がなくなったとき
6. 人から利用をすすめられたとき
7. 自分に守るべき財産があるとき
8. 強引な訪問販売やリフォームの詐欺、振り込め詐欺等の被害を受けたとき・受けそうになったとき
9. その他 ()

※「認知症」とは、従来の「痴呆」にかわる用語で、記憶力・判断力・理解力等の低下により、日常生活に支障をきたしている状態のことです。

問 15 あなた(ご本人)は、認知症や重い病気、障害などで判断能力が低下した場合、通帳・印鑑・現金等について、どのような管理方法が望ましいと思われますか。

(1つに○)

1. 自分で管理したほうがよい
2. 家族・親族が管理したほうがよい
3. 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家が管理したほうがよい
4. 公的機関（財団法人 武蔵野市福祉公社等）が管理したほうがよい
5. その他（)

せいねんこうけんせいど
★成年後見制度についてうかがいます。

成年後見制度とは・・・

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な状態にある本人のために、成年後見人等が財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう、保護・支援する制度です。

成年後見制度には2種類あります

ほうていこうけんせいど にんいこうけんせいど
法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分な状態にある本人を支援するために、配偶者または4親等内の親族などの申立により、家庭裁判所が後見人等を選任する制度です。

任意後見制度とは、まだ判断能力が十分にあるときに、加齢等で判断能力が低下する場合に備えて、任意後見人受任者との間で自分の生活、療養看護、財産管理についてどのような支援をしてもらうのかをあらかじめ契約しておく制度です。

成年後見制度を利用するには・・・

制度を利用するためには、費用がかかります。
武蔵野市では、財団法人 武蔵野市福祉公社が成年後見制度の相談・推進機関となっていますので、お気軽にお問い合わせください。



問 16 あなた(ご本人)は、成年後見制度をご存知でしたか。(もっとも近い意見1つに○)

1. 内容などをよく知っていた
2. 詳しくはわからないが、概要程度は知っていた
3. 名前を聞いたことがある程度
4. 名前も聞いたことがなかった

問 17 あなた(ご本人)は、成年後見制度の利用についてどのように思われますか。
ご家族等が回答している場合は、ご本人の立場に立って回答してください。

(1つに○)

1. 既に利用している
2. 今すぐ利用したい
3. 必要になれば、利用したい
4. 将来的には利用することも考えられる
5. 利用は考えていない → 次ページの問 20 へ

→ 問 18 問 17 で 1～4 と回答した方にうかがいます。

あなた(ご本人)が成年後見制度を利用することになった場合、後見人等をお願いできそうな人(お願いしたい人)すべてに○をつけてください。既に利用している方は、後見人等をお願いしている人すべてに○をつけてください。

1. 家族・親族
2. 友人・知人
3. 弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家
4. 民生委員など身近な地域の人
5. その他 ()
6. 公的機関 (財団法人 武蔵野市福祉公社等)
7. わからない
8. 後見人等をお願いできそうな人(お願いしたい人)はいない

次ページの問 19 にも回答してください

問 19 問 17 で 1～4 と回答した方にうかがいます。

成年後見制度等における下記の支援内容のうち、あなた(ご本人)が利用している・したいと思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 金融機関での預貯金の引き出し等の手続
2. 財産保全・管理 (通帳・印鑑・現金の保管等)
3. 不動産 (自宅、自己所有物件等) の処分
4. 不動産 (アパート、自己所有物件等) の管理
5. 日用品の購入・支払い
6. 電気やガス等の公共料金の支払い、税金の支払い
7. 各種行政手続 (年金、介護保険等)
8. 介護施設・病院等への入所・入院手続
9. 福祉サービスの利用手続 (ホームヘルパーの手配等)
10. その他 ()
11. わからない

問 20 問 17 で「5. 利用は考えていない」と回答した方にうかがいます。

利用を考えていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自分でできる
2. 家族等の支援で足りる
3. 適当な後見人等候補者がいない
4. 後見人等に守ってもらうほどの財産がない
5. 手続や利用にお金がかかる
6. 手続に時間がかかる
7. 手続が面倒
8. 利用の方法がわからない
9. 制度の内容がわからない
10. その他 ()
11. 特に理由はない

問 21 あなた(ご本人)は、成年後見制度を利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思われますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 情報提供・普及啓発の充実
2. 身近な相談場所の確保
3. 費用負担が少ないこと
4. 後見人等の要件の緩和
5. 申立人の要件の緩和
6. プライバシー保護の徹底
7. 手続の簡略化
8. その他 ()
9. わからない

問 22 あなた(ご本人)は、成年後見制度についてもっと詳しく知りたいと思われませんか。(もっとも近い意見1つに○)

1. 既に必要な知識は持っている
2. より詳しく知りたい
3. 概要くらいは知りたい
4. あまり知りたいとは思わない

★財団法人 武蔵野市福祉公社についてうかがいます。

問 23 武蔵野市福祉公社では、成年後見制度利用援助・福祉サービス利用援助・金銭管理・財産保全等の「権利擁護事業」を行っています。

あなた(ご本人)は、武蔵野市福祉公社をご存知でしたか。(1つに○)

1. よく知っていた
2. 名前を聞いたことがある程度
3. 名前も聞いたことがなかった

問 24 あなた(ご本人)は、武蔵野市福祉公社において「権利擁護事業」の相談体制を利用しやすいものにするためには、どのようなことが必要だと思われますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 地域の身近なところで相談できること
2. 電話、ファクシミリ、メール (E-mail) などを使って相談できること
3. 平日の日中以外も相談できること
4. 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること
5. 定期的に相談会を開くこと
6. 地域の集会等に出向いて相談を行うこと
7. その他 ()
8. わからない

◆ 成年後見制度、権利擁護事業等に関するご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

★ご協力ありがとうございました★

返信用封筒に入れ、11月22日(水)までに返送してください。

武蔵野市成年後見制度に関する意識調査報告書

平成19年3月発行

編集・発行：武蔵野市福祉保健部生活福祉課

武蔵野市緑町二丁目2番28号

電話 0422(60)1848

財団法人 武蔵野市福祉公社

武蔵野市吉祥寺本町四丁目10番10号

電話 0422(23)1165

調査委託機関：株式会社 コモン計画研究所

杉並区成田東五丁目35番15号 THE PLAZA - F 2階

電話 03(3220)5415
